

令和8年度相談系サービス事業所 開設説明会

令和8年9月30日（水） 9：30～12：00

横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係

障害者総合支援法に基づくサービス

介護給付

- ・居宅介護
- ・同行援護
- ・生活介護
- ・施設入所支援
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・短期入所
- ・療養介護
- ・重度障害者等包括支援

訓練等給付

- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型・B型）
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・就労定着支援
- ・就労選択支援
- ・自立生活援助

自立支援医療

- ・更生医療
- ・育成医療
- ・精神通院医療

補装具

地域相談支援給付

- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

計画相談支援給付

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

地域生活支援事業

- ・相談支援
- ・コミュニケーション支援
- ・移動支援
- ・地域活動支援センター
- ・日常生活用具
- ・日中一時支援
- ・広域支援
- ・人材育成
- 等

児童福祉法に基づくサービス

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

障害児相談支援

- ・障害児支援利用援助
- ・継続障害児支援利用援助

障害児入所支援

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

CITY OF YOKOHAMA

指定特定相談支援事業 (計画相談支援)



横浜市

はじめに・・・

障害福祉サービス（介護給付や訓練等給付、地域相談支援給付）を利用する際には「サービス等利用計画」の作成・提出が必須になっています。

サービス等利用計画には、

- ①指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が作成するもの
- ②利用者等が自ら作成するもの（＝セルフプラン）

この2種類があります。

指定特定相談支援の概要

障害者総合支援法における指定特定相談支援事業

障害者総合支援法における指定特定相談支援事業は
基本相談支援と計画相談支援を行う事業です。



地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することです。



計画相談支援を行う指定特定相談支援事業者による相談支援の基本的な業務と言えます。

例：サービス利用前の相談やモニタリング時以外の日頃のやり取りや相談対応など

※業務ガイドラインP.13

障害のある人、一人ひとりが豊かな生活を実現するため、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援することです。



サービス利用支援（サービス等利用計画の作成）や
継続サービス利用支援（モニタリングの実施）等を行います。

計画相談支援の対象サービス

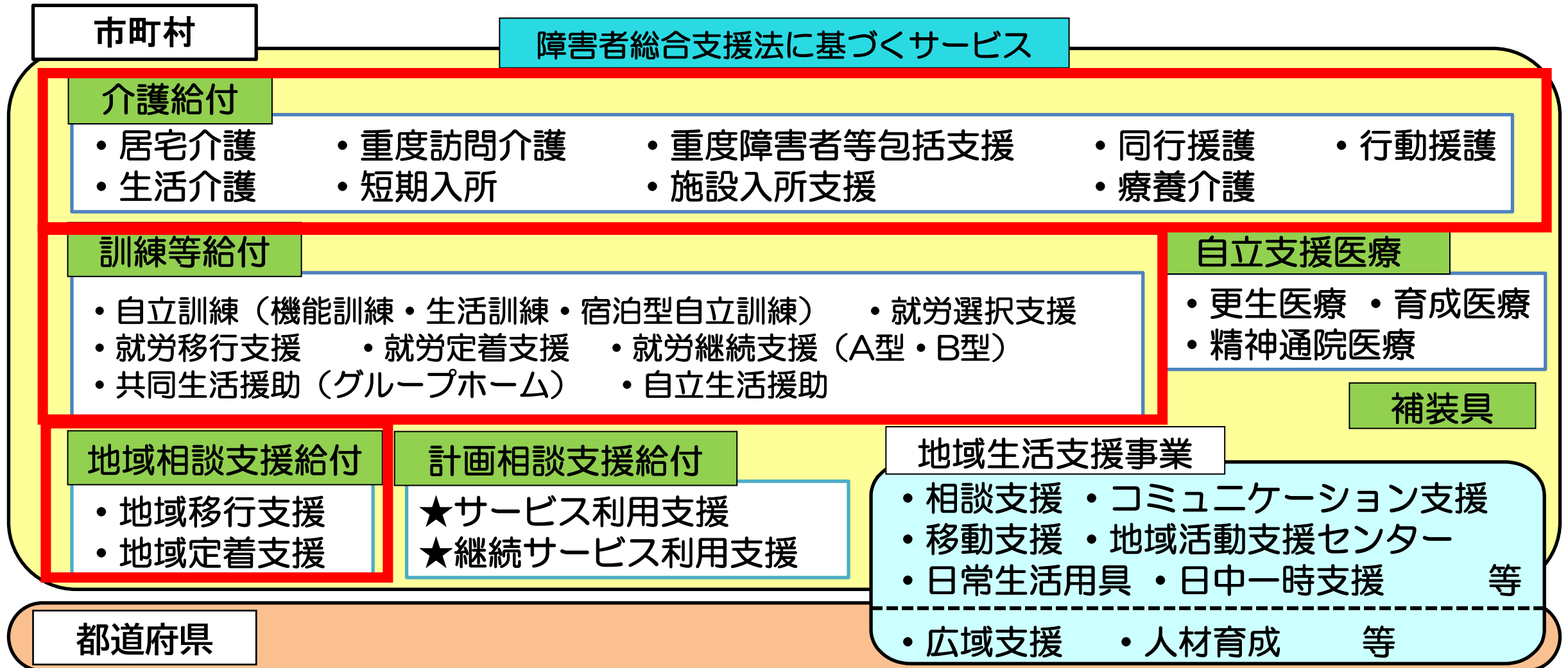
計画相談支援は、介護給付（居宅介護や生活介護など）、訓練等給付（就労継続支援（A型・B型）、グループホーム、自立生活援助など）、地域相談支援給付（地域移行支援、地域定着支援）を利用される方が対象です。

地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援など）のみを利用する場合は計画相談支援の対象とはなりません。

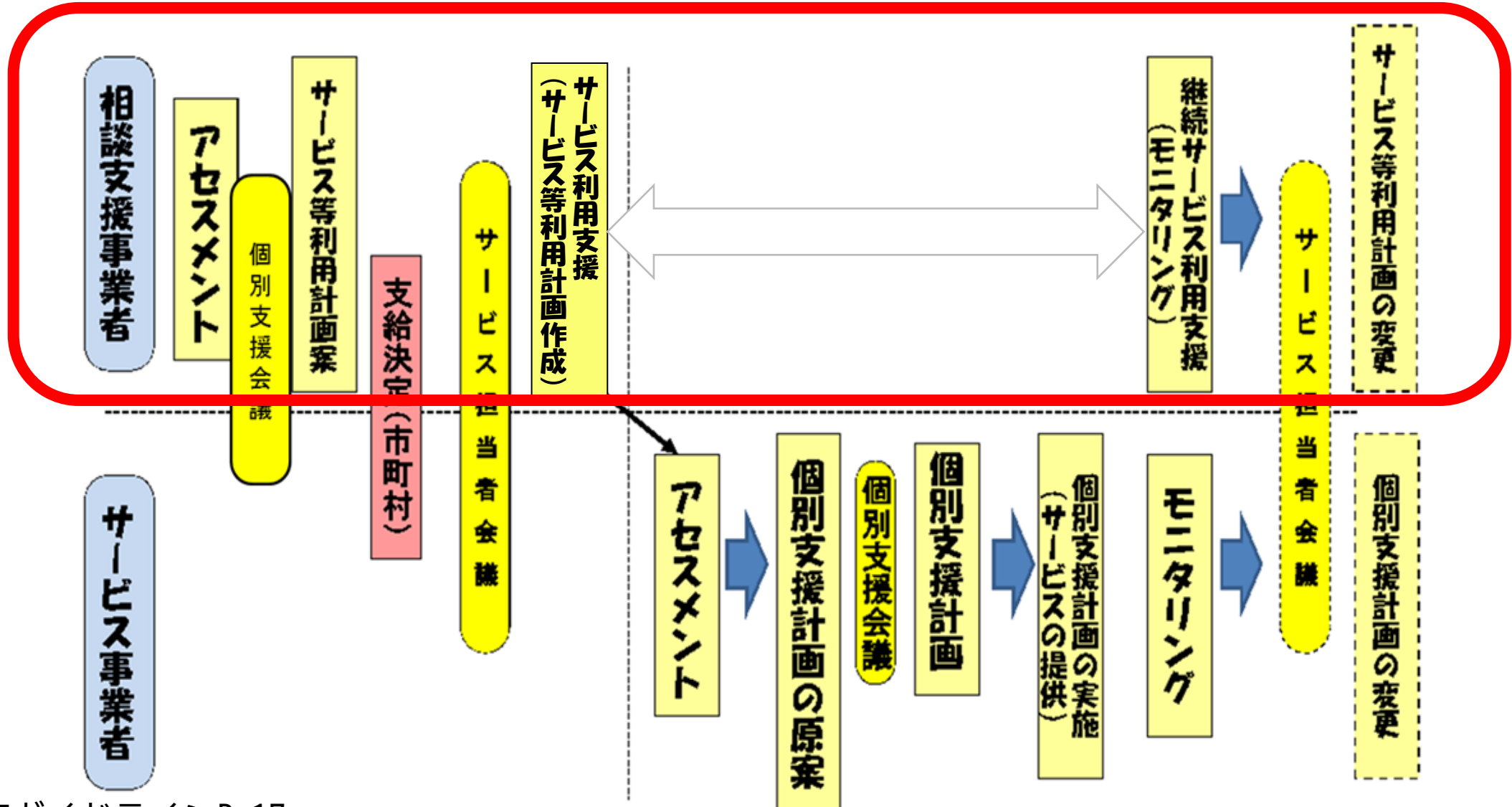
また、児童福祉法に基づくサービス（放課後等デイサービスなど）を利用する場合は、「障害児相談支援（※）」が対象となります。

※障害児相談支援を行う場合は計画相談支援とは別に指定が必要です。

障害福祉サービスにおける計画相談支援の位置づけ



計画相談支援のプロセス



サービス利用支援（サービス等利用計画の作成）

生活全体を通じた本人の希望や目標、希望を実現するための課題や必要な社会資源（制度・サービスなど）を記載したサービス等利用計画を作成します。

サービス等利用計画は・・・

- ◆ 人生の設計図となるもの → 本人の人生を支える
- ◆ 生活全般をアセスメントし、本人の願いを中心に、
生活や支援の全体像を示すもの → 支援する人の共通理解を形成
- ◆ 障害福祉サービス等の必要性を見立てたものであり
支給決定の根拠（勘案資料）となるもの → 行政として支える
⇒ 本人と支援者等が同じ方向を向いて支援していくべき指針

継続サービス利用支援（モニタリングの実施）

サービス利用開始後、一定期間ごとに本人の生活全体の状況を確認した上で、サービスの継続利用等の適性を判断し、モニタリング報告書等を作成します。

本人の希望や今後の生活全体の目標等を含めて作成した「サービス等利用計画」、「個別支援計画」等を関係機関とともに、モニタリングを繰り返すことでアセスメントが深まり、計画の微調整や軌道修正等を行い、本人の希望等の実現に向けた支援が可能となります。

ケアマネジメントとは、常に変化する利用者や環境に対応していく動的プロセスであり、修正や変更の必要がない完璧な計画はありません。

計画相談支援事業の人員基準

計画相談支援における人員基準

従業者	要件
管理者 (資格不要)	1 名 ※当該業務に支障がない場合は、他事業との兼務が可能 ※当該事業所の相談支援専門員との兼務が可能 ※障害児相談支援事業所との兼務が可能
相談支援専門員 (要相談支援専門員資格)	1 名以上 ※当該業務に支障がない場合は、他事業との兼務が可能 ※障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助事業所との兼務が可能 ※当該事業所の開所時間には必ず 1 名以上の配置が必要 ※常勤・非常勤の別は問わない

※業務ガイドラインP. 76, 77

従業者・管理者について

【相談支援専門員が1名の場合】 ※サービス提供事業所Bと兼務

計画相談支援事業所A

パターン①
月水金・9時～17時
※営業日・時間
月水金 9時～17時

パターン②
月～金 9時～12時
※営業日・時間
月～金 9時～12時



相談支援専門員

サービス提供事業所B

パターン①
火木・9時～17時

パターン②
月～金 13時～17時



相談支援専門員の資格

相談支援専門員として活動するためには、実務経験要件と相談支援従事者研修の修了が必要です。

実務経験要件 ※有資格者等の場合、短縮することが可能です。

- ・相談支援業務：5年以上 又は 直接支援業務：10年以上

相談支援従事者研修修了

- ・相談支援従事者初任者研修修了
- ・相談支援従事者現任研修修了（初任者研修修了の翌年度から起算して5年毎に受講）

※実務経験要件については、この後の「相談系サービスについて」で説明します。

※業務ガイドラインP.78

相談支援専門員の兼務について

国の基準では、相談支援専門員が業務に支障がない場合で、他事業と兼務するとき、兼務先の事業所の利用者に対して、モニタリング等を行うことは出来ません。

ただし、横浜市では相談支援専門員が不足している状況を受け、その他市町村がやむを得ないと認める場合の特例として、直接支援に携わらない利用者については、モニタリング等を行うことを可能としています。

※上記の取扱いは特例的な措置です。今後、取扱いが変更になる可能性があることをご留意ください。

また、基本的には、公正中立な立場を確保する観点から国基準が望ましいです。

※業務ガイドラインP.77

従業者・管理者について

計画相談支援事業所A

相談支援専門員



- ・サービス提供事業所Bと兼務
- ・サービス提供事業所Bでは利用者①と②に対し直接支援を担当

サービス提供事業所B



利用者①



利用者②



利用者③



利用者④

<国の基準>

利用者①、②、③、④すべてに対してモニタリング等ができません。

<横浜市特例>

利用者①、②に対してモニタリング等ができません。

利用者③、④に対しては直接支援を行っていないためモニタリング等ができます。

★直接支援に携わらない場合とは、直接支援の実態のみで判断するのではなく、職員の配置上においても直接支援を担当する職員として計上されていないことをいいます。

ただし、訪問系サービスで利用者の担当が固定されている場合や、日中系サービスで勤務日が交わらない場合など、直接支援に携わらないことが明確な場合はモニタリング等を行うことは可能としています。

計画相談支援事業の報酬

基本報酬

- ・ サービス利用支援費（計画作成費）
- ・ 継続サービス利用支援費（モニタリング費）

加算

- ・ 体制加算（行動障害、要医療児者、精神障害者支援体制加算など）
- ・ その他の加算（初回加算、サービス提供時モニタリング加算、集中支援加算など）

基本報酬について

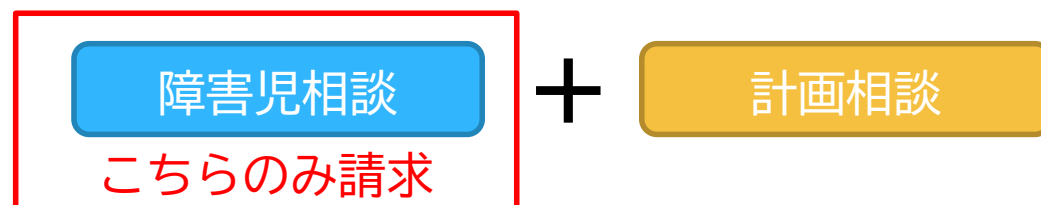
計画相談支援給付費の基本報酬は、サービス利用支援費（計画作成費）と継続サービス利用支援費（モニタリング費）の2種類です。

この2種類にそれぞれ、機能強化型と呼ばれる（Ⅰ）～（Ⅳ）の区分があり、それぞれ報酬単価が異なります。

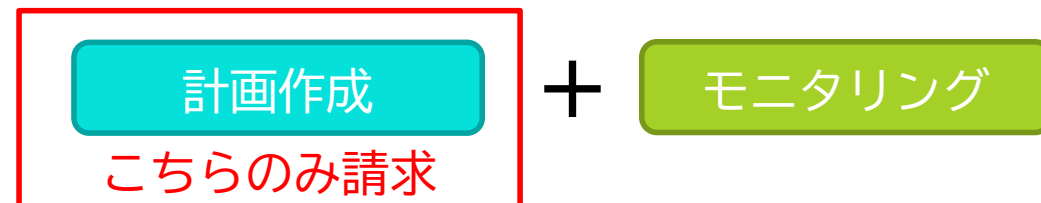
計画作成費	単位/月	モニタリング費	単位/月
サービス利用支援費（Ⅰ）	1,572単位	継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,308単位
サービス利用支援費（Ⅱ）	732単位	継続サービス利用支援費（Ⅱ）	606単位
機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	2,014単位	継続機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	1,761単位
機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	1,914単位	継続機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	1,661単位
機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	1,822単位	継続機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	1,558単位
機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	1,672単位	継続機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	1,408単位

基本報酬について（補足）

計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施している利用者については、報酬算定は障害児相談支援のみとなります。



ひと月に計画作成とモニタリングを両方行った場合は、原則、計画作成費（サービス利用支援費）のみの請求となります。



機能強化型サービス利用支援費について

機能強化型（継続）サービス利用支援費とは、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的としています。

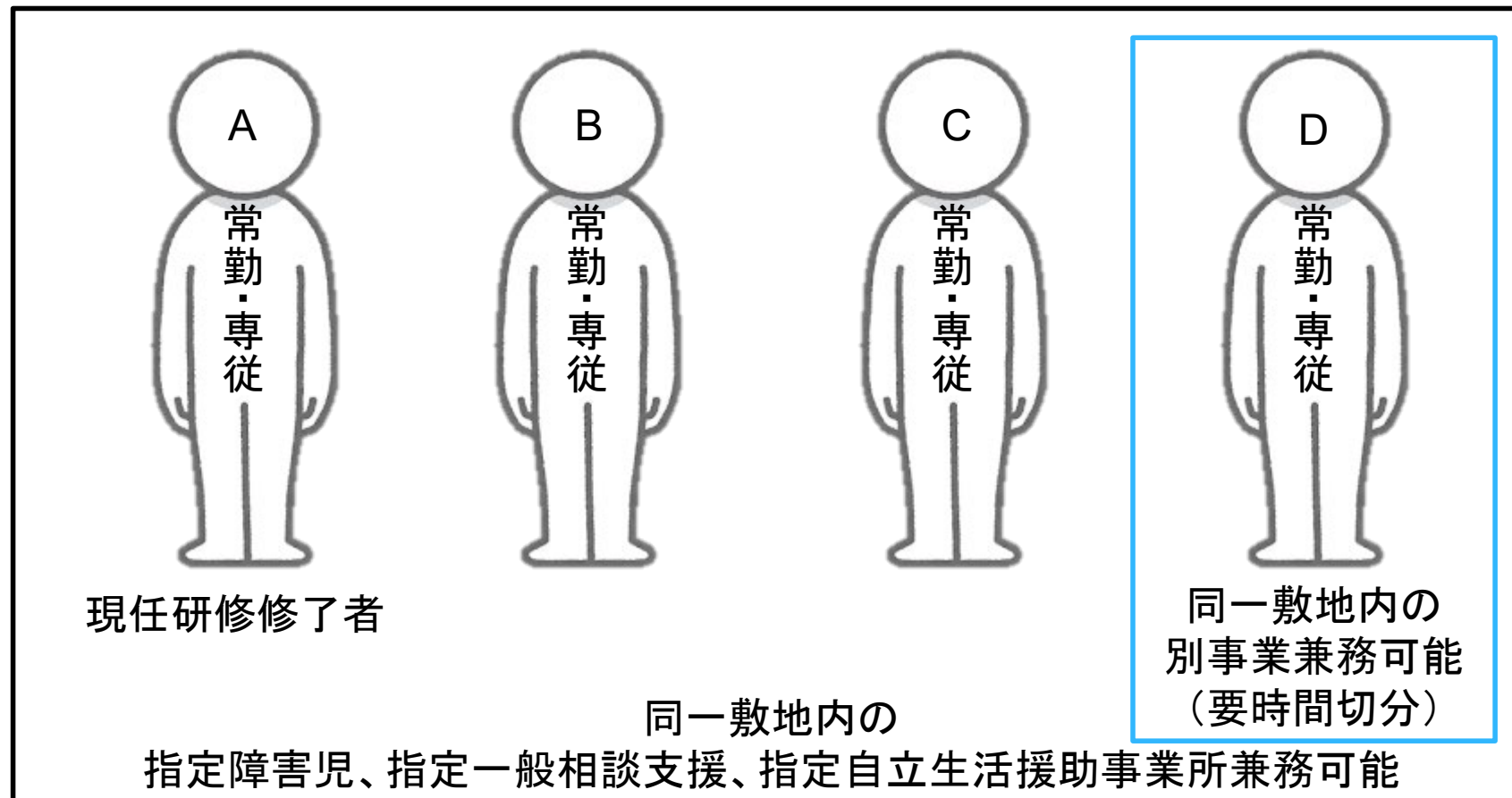
算定するためには、各区分で定められている、人員配置要件並びに会議を定期的に行っていることや研修実施、困難ケースの受入、基幹相談支援センター等との連携などが求められています。

なお、一事業所で要件を満たすことが難しい場合は、常勤かつ専従の相談支援専門員を1名以上配置した上で地域生活支援拠点等を構成する他事業所との協働体制により要件を満たし算定することも可能です。

※業務ガイドラインP.109～

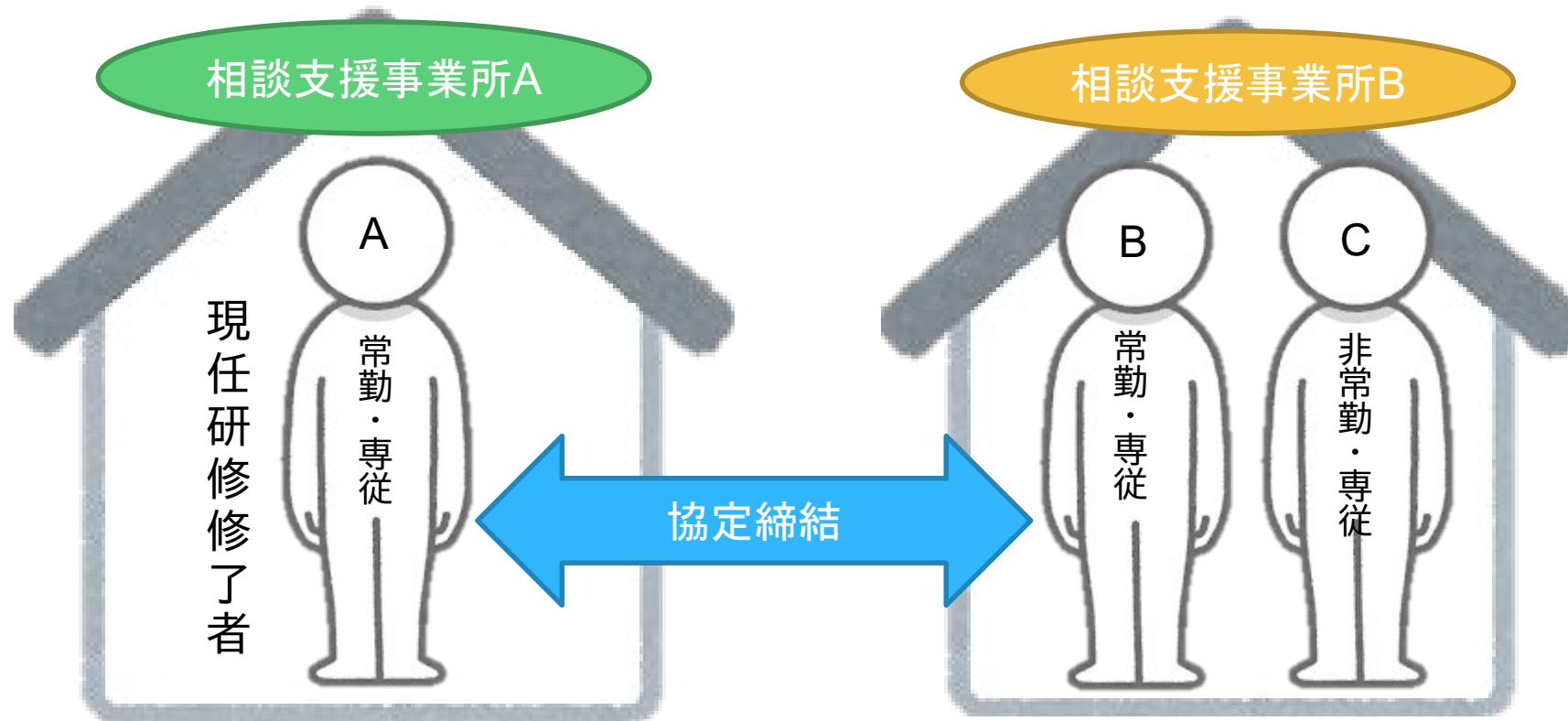
機能強化型サービス利用について

機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）人員体制



機能強化型サービス利用について

協働による機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅲ）人員体制



※それぞれの事業所において常勤かつ専従の相談支援専門員を1名以上配置することが必要

加算について

要件を満たし体制届の事前提出必須！
(毎月15日まで) その上で算定可能！

体制加算

- ・ 行動障害、要医療児者、精神障害者、高次脳機能障害者支援体制加算
- ・ ピアサポート体制加算、主任相談支援専門員配置加算

要件を満たした上で算定可能！

その他の加算

- ・ 初回加算、サービス提供時モニタリング加算、集中支援加算
- ・ サービス担当者会議実施加算、医療・保育・教育機関等連携加算 など

体制加算について

加算名	単位/月
行動障害支援体制加算	対象者あり：（Ⅰ）60単位 対象者なし：（Ⅱ）30単位
要医療児者支援体制加算	
精神障害者支援体制加算	
高次脳機能障害者支援体制加算	
ピアサポート体制加算	100単位
主任相談支援専門員配置加算	中核的な役割：（Ⅰ）300単位 上記以外：（Ⅱ）100単位

体制加算を算定するためには、各加算で定められている研修を修了した相談支援専門員等の配置や各種要件を満たす必要があります。

また、各障害特性を有する者から利用申込があった場合に、対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。

※業務ガイドラインP.125～

その他加算について

加算名		単位
初回加算		300単位/月
退院・退所加算		300単位/回
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	(計画作成) 200単位/月 (モニタリング) 300単位/月
	通院同行	300単位/月
	情報提供	150単位/月
サービス担当者会議実施加算		100単位/月
入院時情報連携加算	入院時情報連携加算 (Ⅰ)	300単位/月
	入院時情報連携加算 (Ⅱ)	150単位/月
居宅介護支援事業所等連携加算	情報提供以外	300単位/月
	情報提供	150単位/月

※業務ガイドラインP.136～

その他加算について

加算名		単位
サービス提供時モニタリング加算		100単位/月
集中支援加算	訪問・会議開催・参加	300単位/月
	通院同行	300単位/月
	情報提供	150単位/月
地域生活支援拠点等相談強化加算		700単位/回
地域体制強化共同支援加算		2,000単位/月
地域生活支援拠点等機能強化加算		500単位/回
利用者負担上限額管理加算		150単位/回

さいごに・・・

横浜市ホームページについて

横浜市では計画相談支援事業について、事業者向けと利用者向けのページを作成しています。

【事業者向けホームページ】

「横浜市 相談系サービス」

業務ガイドラインをはじめとする指定特定相談支援事業所向けの情報を掲載。新規に計画相談事業所の開設を検討している方向けの情報も掲載中！

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/soudan.html>

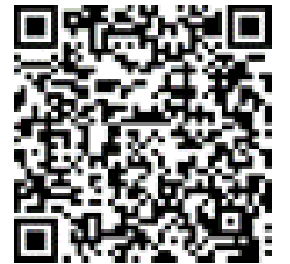


【利用者向けホームページ】

「横浜市 障害者 相談支援」

市内指定特定相談支援事業者リストや各事業所における受入可能状況のリストなどを掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/madoguchi/sogo/soudan-jigyosha.html>



業務ガイドラインについて

横浜市では、厚生労働省より示されている法や規則、基準、通知等に基づき「横浜市における指定特定相談支援事業（計画相談）『業務ガイドライン』～障害のある人本人を中心とした相談支援を実践するための基本ルール～」を作成しています。

業務ガイドラインは横浜市が指定特定相談支援事業者（相談支援専門員）に求める基本ルールをまとめたものです、必ずご確認ください。（併せて最新の基準省令や報酬告示等のご確認もお願いします。）

【業務ガイドラインの掲載場所】

「横浜市 相談系サービス」ホームページ

相談支援事業所のみなさま>マニュアル等

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/soudan.html#gaido>



CITY OF YOKOHAMA

障害児相談支援事業 (児童福祉法)

こども青少年局障害児福祉保健課



横浜市

障害者総合支援法に基づくサービス

介護給付

- ・居宅介護
- ・同行援護
- ・生活介護
- ・施設入所支援
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・短期入所
- ・療養介護
- ・重度障害者等包括支援

訓練等給付

- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型・B型）
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・就労定着支援
- ・就労選択支援
- ・自立生活援助

自立支援医療

- ・更生医療
- ・育成医療
- ・精神通院医療

補装具

地域相談支援給付

- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

計画相談支援給付

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

地域生活支援事業

- ・相談支援
- ・コミュニケーション支援
- ・移動支援
- ・地域活動支援センター
- ・日常生活用具
- ・日中一時支援
- ・広域支援
- ・人材育成
- 等

児童福祉法に基づくサービス

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

障害児相談支援

- ・障害児支援利用援助
- ・継続障害児支援利用援助

障害児入所支援

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

はじめに・・・

障害児通所支援（通所給付費の対象となる児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など）を利用する際には「障害児支援利用計画」の作成・提出が必須になっています。

障害児支援利用計画には、

- ①障害児相談支援事業所の相談支援専門員が作成するもの
- ②利用児童の保護者等が自ら作成するもの
（＝セルフプラン「横浜市こどもサポートプラン」）

この2種類があります。

政令市における障害児相談支援 セルフプラン率について

市名	セルフプラン率	市名	セルフプラン率	市名	セルフプラン率
札幌市	85.2%	仙台市	72.6%	さいたま市	63.9%
千葉市	30.5%	横浜市	81.0%	川崎市	91.1%
相模原市	66.9%	新潟市	0.3%	静岡市	2.6%
浜松市	0.0%	名古屋市	44.5%	京都市	24.7%
大阪市	47.5%	堺市	56.3%	神戸市	86.2%
岡山市	69.2%	広島市	76.8%	北九州市	25.7%
福岡市	17.0%	熊本市	1.0%		

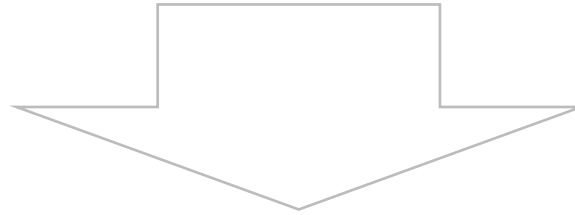
※参考：横浜市の計画相談セルフプラン率 38.0%（令和7年3月時点）

出典：厚生労働省 障害者相談支援事業の実施状況等について（令和7年調査）

障害児相談支援の概要

障害児相談支援

障害児相談支援とは、障害のある児童一人ひとりが豊かな生活を送ることができるよう、障害児支援利用計画の作成や見直し、サービス利用に関する相談支援を行うものです。児童や家族の状況・意向を踏まえながら、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、継続的に支援します。



障害児支援利用支援（障害児支援利用計画の作成）や
継続障害児支援利用援助（モニタリングの実施）等を行います。

障害児相談支援の対象サービス

- ・ 障害児相談支援は、児童福祉法に基づくサービス（障害児通所支援）を利用する児童が対象です。
○児童福祉法のサービス
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童
- ・ 障害福祉サービス（介護給付や訓練等給付、地域相談支援給付）のみを利用する場合は、児童であっても「計画相談支援」の対象となります。
- ・ 障害児通所支援と障害福祉サービスを併用している児童に対して、相談支援を行う場合は、「計画相談支援」と「障害児相談支援※」の両方の事業の指定が必要です。

※「障害児相談支援」の指定については、こども青少年局での手続きが必要となります。

児童期における相談支援の役割と意義

1. 児童期の相談支援の役割

こども本人の意志や特性、発達段階を踏まえながら、将来を見据えた支援を検討します。

①こどもの最善の利益を実現する

- ・ こどもの強みや得意なことを把握する。
- ・ 発達課題や生活上の困りごとを整理する。
- ・ こどもの意向を確認する。
- ・ 成長に応じた支援を調整する。

児童期における相談支援の役割と意義

②家族を支える

保護者が孤立しないよう支える役割があります。

- ・ 保護者の不安や悩みの相談
- ・ 福祉・教育・医療制度の情報提供
- ・ 子育て負担の軽減
- ・ 家族のエンパワメント

○主な関係機関

- ・ 保育所、幼稚園、学校
- ・ 児童発達支援事業所
- ・ 放課後等デイサービス事業所
- ・ 医療機関
- ・ 行政機関

など

③関係機関をつなぐ

児童期は多くの機関が関わるため、それぞれが同じ方向を向いて支援できるよう調整する役割があります。

児童期における相談支援の役割と意義

④ ライフステージの移行を支える

児童期は環境変化が多い時期です。

移行時に支援が途切れないよう、早期から準備を行います。

- ・ 保育園から小学校
- ・ 小学校から中学校
- ・ 中学校から高校
- ・ 高校から就労や進学

★こども本人と家族に寄り添う「伴走者」として、一人ひとりの未来を一緒に支えていくため、相談支援専門員が求められています！

モニタリング実施標準期間について

障害児通所支援のみを利用している場合のモニタリング実施標準期間は6カ月ですが、モニタリング期間を標準より短い期間で設定することが望ましい例が国から示されています。

参照：厚生労働省「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 1」（令和6年3月29日）

【モニタリング期間を標準より短い期間で設定することが望ましい例】

- ・ 利用する指定障害児通所支援事業所の頻繁な変更やそのおそれのある障害児
- ・ 障害児通所支援等を安定的に利用することに課題がある障害児
- ・ 障害児通所支援事業所等と医療機関等との多機関連携が必要な障害児
- ・ 複数の障害児通所支援事業所を利用している障害児
- ・ 家族や地域住民等との関係が不安定な世帯の障害児
- ・ 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある障害児
- ・ 就学前の児童の状態や支援方法に関して、保護者の不安の軽減・解消を図る必要のある障害児
- ・ 進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児

計画相談との共通事項

以下の項目は、計画相談と共通となっています。

詳細については、計画相談についての資料をご確認ください。

- 人員基準
- 相談支援専門員の資格要件
- 相談支援専門員の兼務
- 報酬体系
- 機能強化型区分の取得要件

障害児相談支援事業の報酬

基本報酬

- ・ 障害児支援利用援助費（計画作成費）
- ・ 継続障害児支援利用援助費（モニタリング費）

加算

- ・ 体制加算（行動障害、要医療児者、精神障害者支援体制加算など）
- ・ その他の加算（初回加算、サービス提供時モニタリング加算、集中支援加算など）

基本報酬について

障害児相談支援給付費の基本報酬は、障害児支援利用援助費（計画作成費）と継続障害児支援利用援助費（モニタリング費）の2種類です。

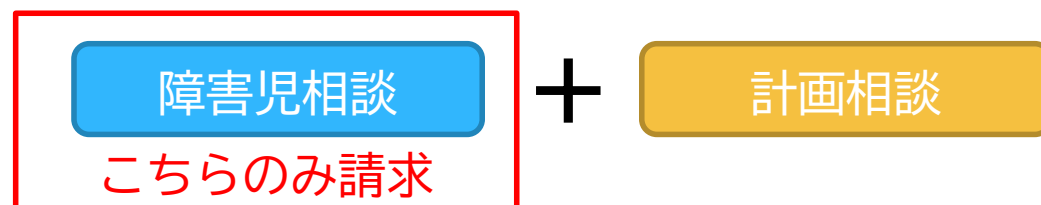
この2種類にそれぞれ、機能強化型と呼ばれる（Ⅰ）～（Ⅳ）の区分があり、それぞれ報酬単価が異なります。

※報酬体系は同じですが、計画相談にくらべ、単位数が高く設定されています。

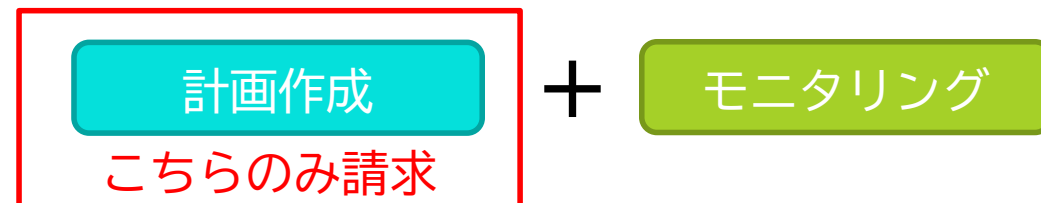
計画作成費	単位/月	モニタリング費	単位/月
障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,766単位	継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,448単位
障害児支援利用援助費（Ⅱ）	815単位	継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	662単位
機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）	2,201単位	継続機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,896単位
機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）	2,101単位	継続機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）	1,796単位
機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）	2,016単位	継続機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）	1,699単位
機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）	1,866単位	継続機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）	1,548単位

基本報酬について（補足）

計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施している利用者については、報酬算定は障害児相談支援のみとなります。



ひと月に計画作成とモニタリングを両方行った場合は、原則、計画作成費（サービス利用支援費）のみの請求となります。



加算について

○障害児相談にかかる加算については、**こども青少年局**へ体制届を提出してください。
計画相談の指定もある場合は、健康福祉局とこども青少年局それぞれへの届出が必要です。

体制加算

要件を満たし体制届の事前提出必須！
(毎月15日まで) その上で算定可能！

- ・ 行動障害、要医療児者、精神障害者、高次脳機能障害者支援体制加算
- ・ ピアサポート体制加算、主任相談支援専門員配置加算

その他の加算

要件を満たした上で算定可能！

- ・ 初回加算、サービス提供時モニタリング加算、集中支援加算
- ・ サービス担当者会議実施加算、医療・保育・教育機関等連携加算 など

体制加算について

加算名	単位/月
行動障害支援体制加算	対象者あり：（Ⅰ）60単位 対象者なし：（Ⅱ）30単位
要医療児者支援体制加算	
精神障害者支援体制加算	
高次脳機能障害者支援体制加算	
ピアサポート体制加算	100単位
主任相談支援専門員配置加算	中核的な役割：（Ⅰ）300単位 上記以外：（Ⅱ）100単位

体制加算を算定するためには、各加算で定められている研修を修了した相談支援専門員等の配置や各種要件を満たす必要があります。

また、各障害特性を有する者から利用申込があった場合に、対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。

その他加算について

加算名		単位
初回加算		500単位/月
退院・退所加算		300単位/月
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	(計画作成) 200単位/月 (モニタリング) 300単位/月
	通院同行	300単位/月
	情報提供	150単位/月
サービス担当者会議実施加算		100単位/月
入院時情報連携加算	入院時情報連携加算 (Ⅰ)	300単位/月
	入院時情報連携加算 (Ⅱ)	150単位/月
保育・教育移行支援加算	児童への面接・会議参加	300単位/月
	文書による情報提供	150単位/月

※障害児相談のみの加算または単位数が異なる加算です。

その他加算について

加算名		単位
サービス提供時モニタリング加算		100単位/月
集中支援加算	訪問・会議開催・参加	300単位/月
	通院同行	300単位/月
	情報提供	150単位/月
地域生活支援拠点等相談強化加算		700単位/回
地域体制強化共同支援加算		2,000単位/回
地域生活支援拠点等機能強化加算		500単位/回
利用者負担上限額管理加算		150単位/回

障害児相談支援の指定申請について

- ・ 障害児相談支援の指定については、こども青少年局障害児福祉保健課での手続きが必要です。

○こども青少年局障害児福祉保健課 指定担当

TEL:045-671-4274 mail: kd-syogaijifukuho@city.yokohama.lg.jp

- ・ 指定申請書類は、「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載されていますので、ダウンロードし作成してください。

■障害児福祉情報サービスかながわ<<<https://shougai.rakuraku.or.jp/>>>

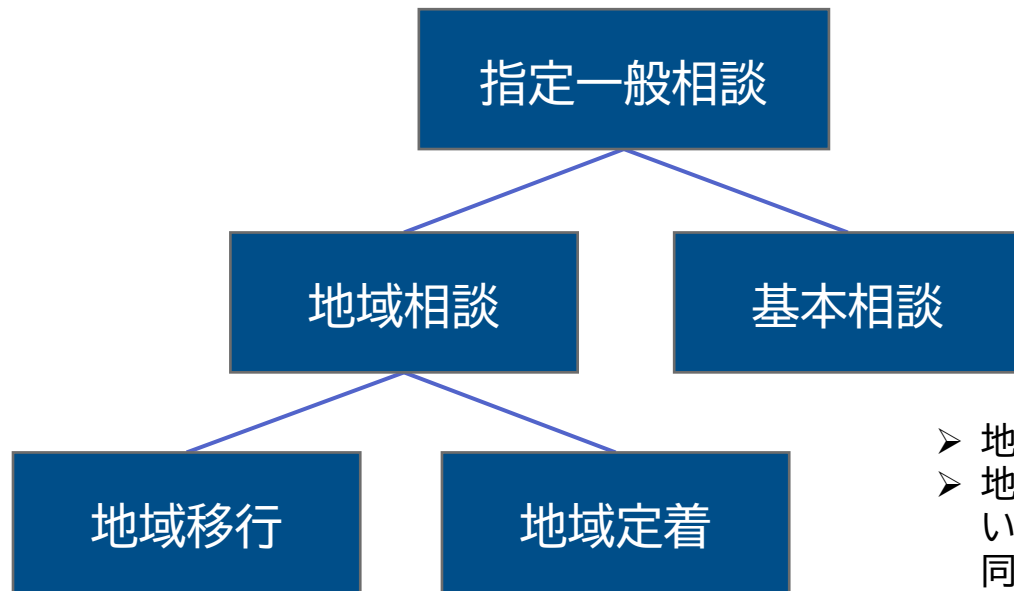
書式ライブラリ〉 2. 横浜市からのお知らせ〉 ⑨-1 新規指定について（児童福祉法）
〉 3. 障害児相談支援事業

- ・ 計画相談支援と障害児相談支援を同時に開設する場合は、指定時の面談を健康福祉局と同日の連続した時間帯で実施することが可能です。（要調整）

地域相談支援 (地域移行支援・地域定着支援)

地域相談支援事業とは

指定一般相談＝基本相談支援＋地域相談支援



- 地域相談＝地域移行支援＋地域定着支援
- 地域移行支援および地域定着支援は、いずれか一方のみの申請も可能ですが、同時に指定申請を行うことを推奨します。

地域相談支援共通事項

地域相談支援 共通事項 [人員に関する基準]

従業者	要件
管理者	1 名 ※当該事業に支障がない場合は他事業との兼務が可能 ※従事者との兼務可
従事者	1 名以上 <u>※1 名は相談支援専門員でなければならない</u> ※当該業務に支障がない場合は、他事業との兼務が可能 （指定特定相談事業所、指定障害児相談支援事業所、指定自立生活援助事業所との兼務は、業務に支障がない場合として認められる） ※常勤・非常勤を問わない

地域移行支援

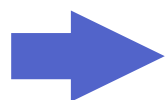
地域移行支援とは

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う

計画相談支援と地域移行支援の違い

計画相談支援

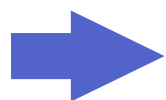
- 障害福祉サービス等の利用にあたって必要となる「サービス等利用計画」の作成
- サービスの利用状況について状況確認をする「モニタリング」の実施
- サービス等利用計画の見直し
- サービス利用に係る事業者との連絡調整



支援全体を組み立て、
継続的に調整する役割

地域移行支援

- 退院・退所に向けた「地域移行支援計画」の作成
- 住まいの確保に向けた調整
- 同行支援
- 障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊支援
- 退院・退所に向けた関係機関調整



地域での暮らしへの移行に向け、
具体的な準備を支援する役割

地域移行支援の対象者

- ① 障害者支援施設、のぞみの園又は療養介護を行う病院に入所している障害者
※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象
- ② 精神科病院に入院している精神障害者
- ③ 救護施設又は更生施設に入所している障害者
- ④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者
- ⑤ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している障害者

※宿泊型自立訓練施設、グループホームからの移行は対象外

地域移行支援の支援内容

1. 地域移行支援計画の作成

- ①地域移行支援に係る相談
- ②アセスメント
- ③地域移行支援計画の原案作成
- ④支援計画作成のための会議の開催
- ⑤支援計画の確定、利用者及び家族への説明・同意
- ⑥利用者及び計画相談支援担当者に交付

基本報酬の
算定要件です

2. 概ね週1回、少なくとも月に2回の面接もしくは同行支援

3. 障害福祉サービスの体験的な利用支援

👉 次のスライドへ

4. 一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援

👉 次のスライドへ

☞ 障害福祉サービス事業の体験的な利用支援

指定障害福祉サービス事業所等への委託により、日中活動系サービスの体験的な利用支援を行う。

☞ 一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援

地域移行支援事業者が自らアパート等を確保して実施するほか、指定障害福祉サービス事業所等への委託により(短期入所施設の空室やグループホームの空室を利用)体験宿泊支援を行う。地域生活と同様の環境を想定する。

※グループホームへの入居を前提とした体験入居は、「グループホーム体験入居」の支給決定で行い、本制度では行わない。

地域移行支援の支給決定

- 区分不要（R7.8.1～ 認定調査が原則不要）
- 給付決定期間は6か月（必要であれば、区の判断でさらに6か月以内に1回のみ更新可）
- 給付決定期間6か月、更新6か月のあわせて1年を超えて延長が必要な場合には、市町村審査会の個別審査にかける。

※延長を申請する場合、サービスの給付決定期間が終了する2か月前までに援護の実施機関（横浜市の場合は受給者証発行区）へ連絡が必要

- 利用者負担はなし

地域移行支援の報酬 基本報酬

地域移行支援計画を作成し、利用者との対面による支援を月に2回以上行った場合に算定

区分		単位数	説明
地域移行支援サービス費	(Ⅰ)	3613単位／月	①社会福祉士・精神保健福祉士が対象研修※の修了者を1名以上配置 ②月1回以上、対象施設との会議等の連携を図っていること ③前年度の地域移行実績が3名以上
	(Ⅱ)	3157単位／月	①かつ②を満たし、前年度地域移行実績が1名以上
	(Ⅲ)	2422単位／月	上記以外

※精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修

地域移行支援の報酬 加算①

区分		単位数	説明
初回加算		500単位／月	利用を開始した月に加算
集中支援加算		500単位／月	月6日以上面接・同行による支援を行った場合に加算
退院・退所月加算		2,700単位／月	退院・退所した月に加算（入院期間が3月以上1年未満の場合は、さらに500単位加算）
障害福祉サービスの体験利用加算	(Ⅰ)	開始日～5日目 500単位／日	障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合 地域移行支援決定期間の6か月につき15日まで算定 地域生活支援拠点等として届出をしている場合、さらに50単位を算定
	(Ⅱ)	6日目～15日目 250単位／日	
体験宿泊加算	(Ⅰ)	下記以外 300単位／日	体験的な宿泊支援を行った場合、地域移行支援決定期間の6か月につき(Ⅰ)(Ⅱ)を合計して15日まで算定 夜間及び深夜の時間帯を通して必要な見守りを行い、複数回以上巡回による支援を行った場合は(Ⅱ)を算定 ※地域生活支援拠点として届出をしている場合、さらに1日につき50単位を加算
	(Ⅱ)	見守り巡回を行った場合※ 700単位／日	

地域移行支援の報酬 加算②

区分	単位数	説明
ピアサポート体制加算	100単位／月	ピアサポート研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置 ①障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者 ②管理者、指定地域移行支援従事者
居住支援連携体制加算	35単位／月	居住支援法人又は居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援の図る体制を確保し、居住支援法人等に対し、1月に1回以上利用者の住宅確保及び居住の支援に必要な情報を共有している場合
地域居住支援体制強化推進加算	500単位／回	居住支援法人と共同して、利用者に指導を行ったうえで、協議会や包括ケアの協議の場で、居住支援における課題を報告した場合

地域定着支援

地域定着支援とは

居宅において単身等で生活する障害者に、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、常時の緊急連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行う。

- 区分は不要
- 利用者負担はなし
- 支給決定は1年間、必要に応じて更新可

地域定着支援の対象者

- ① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者
- ② 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者
- ③ 同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている者。

※ 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定なものも含む。

※ グループホーム、宿泊型自立訓練施設の入居者は対象外

地域定着支援支援内容

1. 地域定着支援台帳の作成

- ①地域定着支援に係る相談
- ②アセスメント（利用者面接して行う）
- ③作成後、適宜見直し

基本報酬の
算定要件です

2. 常時の連絡体制の確保等

☞ 携帯電話等により、利用者と直接連絡体制が確保できて
いれば可

適宜、利用者の居宅訪問等による状況把握を行う

3. 緊急の事態における支援等

訪問等による状況把握、利用者の家族・関係機関との連絡
調整

☞ 緊急一時的な滞在支援その他必要な措置

支援台帳に記載すべき事項

- ・利用者の心身の状況
- ・利用者の置かれている環境
- ・緊急時において必要となる利用者の家族等の情報
- ・利用するサービス事業者等の情報
- ・医療機関、その他の関係機関の連絡先
- ・その他の利用者に関する情報

置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、緊急時等に適切な対応を行うために作成する。

※様式は各事業所ごとに定めてよい。

緊急一時的な滞在支援の措置について

- 利用者が一時的な滞在を行うことができる広さと設備や備品等を備える。
- 利用者への付き添いや見守りを行う。
- 事業所内の宿直室等を確保して実施するか、障害福祉サービス事業所等への委託により行うことができる。

地域定着支援の基本報酬

区分		単位数	説明
体制確保費		315単位／月	常時の連絡体制を確保している場合
緊急時支援費	(Ⅰ)	734単位／日	利用者又はその家族等からの要請に基づき、訪問または一時的な滞在による支援を行った場合 ※地域生活支援拠点等として届出をしている場合、さらに50単位を算定
緊急時支援費	(Ⅱ)	98単位／日	利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に電話による相談援助を行った場合

地域定着支援の報酬 加算

区分	単位数	説明
日常生活支援情報提供加算	100単位／回	精神科病院等に通院する利用者の必要な情報を当該精神科病院等に提供した場合
ピアサポート体制加算	100単位／月	ピアサポート研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置 ①障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者 ②管理者、指定地域定着支援従事者
居住支援連携体制加算	35単位／月	居住支援法人又は居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援の図る体制を確保し、居住支援法人等に対し、1月に1回以上利用者の住宅確保及び居住の支援に必要な情報を共有している場合
地域居住支援体制強化推進加算	500単位／回	居住支援法人と共同して、利用者に指導を行ったうえで、協議会や包括ケアの協議の場で、居住支援における課題を報告した場合

地域定着支援の留意点

1. 緊急時支援費（Ⅱ）について、電話により直接本人又は家族等に対して緊急的な支援が必要な相談対応を行った場合に限るため、予定確認等の電話連絡は対象外。
また、メールによる対応については対象外。
2. 深夜に電話による相談対応を行った場合であっても、その後利用者の居宅等へ出向いて支援を行った場合は、当該日については緊急時支援費（Ⅰ）のみ算定することとし、緊急時支援費（Ⅱ）との併給は不可。

CITY OF YOKOHAMA

自立生活援助について



横浜市

自立生活援助とは

居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行うサービス

自立生活援助とは

- ・ ゴミ出しの仕方が分からない
 - ・ お金を使いすぎてしまう
 - ・ 通院するときに状況を伝えるのが苦手
 - ・ 困った時の相談先が分からない
- 等



伴走型支援

定期的な訪問、相談、助言、同行による日常生活の支援を行う

対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等(※1)から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- ② 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者(※2)
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており、(障害者同士で結婚している場合を含む)、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者(※2)
- ④ 同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者

対象者

※1

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者
※児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- ② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者
- ③ 精神科病院に入院していた精神障害者
- ④ 救護施設又は更生施設に入所していた障害者
- ⑤ 刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されていた障害者
- ⑥ 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就労支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者

対象者

※2 自立生活援助による支援が必要な者の例

- ①地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- ②人間関係や環境の変化によって、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合(家族死亡、入退院の繰返し等)
- ③その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

支援内容

- (1) 自立生活援助計画の作成、評価(3か月に1回)
利用者との面接・アセスメント→計画の原案作成→個別支援会議の開催
- (2) 概ね週に1回以上、少なくとも月に2回以上の居宅訪問
(月1回の居宅訪問かつ、オンライン面談による支援も可)
- (3) 定期的な訪問等による支援
- (4) 随時の通報による支援等
利用者の状況把握／関係機関との連絡調整／常時の連絡体制の確保
- (5) 心身の状況等の把握
- (6) その他地域における自立した生活を営むために必要な援助

基本報酬の
算定要件です

自立生活援助の留意事項

- 区分不要（R7.8.1～認定調査が原則不要）
- 利用者負担は、原則1割
- 標準利用期間は、原則1年間
- 標準利用期間を超えての延長は、審査会の個別審査を経たうえで判断される。

※延長を申請する場合、サービスの給付決定が終了する2か月前までに援護の実施機関(横浜市の場合は受給者証発行区)へ連絡

- 障害者総合支援法の「地域定着支援」及び「就労定着支援」との併給は不可。

人員に関する基準

管 理 者		1 名 ※サービス管理責任者や地域生活支援員・他事業の職員と兼務可
従業者	サービス管理責任者	ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の①又は②に掲げる数 ① 利用者の数が60人以下 1人以上 ② 利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 イ ア以外の場合 次の①又は②に掲げる数 ① 利用者の数が30人以下：1人以上 ② 利用者の数が31人以上：1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※自立生活援助と地域相談支援の指定を併せて受け、かつ、同一事業所にて運営している場合は、相談支援専門員とサービス管理責任者の兼務可
	地域生活支援員	事業所ごとに1名以上
	※サービス管理責任者と地域生活支援員との兼務可	

基本報酬

区分		地域生活支援員 1 人あたり利用者数		説明
		30人未満	30人以上	
自立生活援助 サービス費	(Ⅰ)	1,566単位／月	1,095単位／月	下記のいずれかの者に対して、地域生活支援員がひと月に2回以上居宅を訪問した場合に算定可。 ○障害者支援施設やグループホーム、精神科病院、救護施設、更生施設、刑事施設等から退所し1年以内の者。 ○同居家族の死亡や入院、虐待等、市町村が認める事情で単身生活を始めてから1年以内の者。
	(Ⅱ)	1,172単位／月	821単位／月	上記以外の者に対し、地域生活支援員がひと月に2回以上居宅を訪問した場合に算定可。
	(Ⅲ)	700単位／月		地域生活支援員がひと月に利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ月に1度以上行った場合に算定可

加算①

加算名		単位数		説明
初回加算		500単位／月		利用開始月に算定 ※過去3か月間に利用したことがない限り算定可
同行支援加算		2回以下	500単位／月	利用者の外出に同行し必要な情報提供又は助言等の支援を行った場合に算定
		3回	750単位／月	
		4回以上	1000単位／月	
福祉専門職員 配置等加算	(Ⅰ)	常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が35%以上	450単位／月	常勤の地域生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合により算定
	(Ⅱ)	常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が25%以上	300単位／月	
	(Ⅲ)	地域生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員30%以上	180単位／月	

加算②

区分		単位数	説明	
緊急時 支援加算	(Ⅰ)	711単位／日	利用者の障害の特性に 起因して生じた緊急の 事態その他の緊急に支 援が必要な事態が生じ た場合	利用者又はその家族からの要請に基づき、深夜 （午後10時から午前6時までの間）に訪問または一 時的な滞在による支援を行った場合 ※地域生活支援拠点として届出をしている場合、さら に50単位／日を加算
	(Ⅱ)	94単位／日		利用者又はその家族からの要請に基づき、深夜 に電話による相談援助を行った場合
日常生活支援 情報提供加算		100単位／回	精神科病院等※に通院する利用者の必要な情報をあらかじめ利用者の同 意を得て、当該精神科病院等の職員に提供した場合（利用者1人につき1 月に1回まで算定可） ※精神科病院、精神病床を有する病院または診療所、もしくは精神科または心療内 科を担当診療科として届け出ている医療機関	
集中支援加算		500単位／月	自立生活援助サービス費（Ⅰ）を算定する利用者に対して、月6回以上 の訪問による支援を実施した場合	

加算③

加算名	単位数	説明
ピアサポート体制加算	100単位／月	ピアサポート研修を修了した障害者等及びその他従事者を、それぞれ常勤換算で0.5人以上配置し、当該者により障害者に対する配慮等の研修を実施
居住支援連携体制加算	35単位／月	居住支援法人又は居住支援協議会との連携により、利用者の住宅確保及び居住支援の充実を図る体制を確保し、居住支援法人等に対し、1月に1回以上利用者の住宅確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合
地域居住支援体制強化推進加算	500単位／回	居住支援法人と共同して、利用者に生活上必要な説明等を行った上で、協議会や包括ケアの協議の場で、居住支援における課題を報告した場合

CITY OF YOKOHAMA

相談系サービスについて



横浜市

報酬について

報酬算定の考え方

給付費の算定は、

$$\text{報酬告示上の単位数} \times \text{級地区分（円）} = \text{支給額（円）}$$

例えば、計画相談におけるサービス等利用計画を1件作成すると…

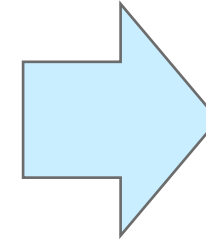
$$\underline{1,572 \text{ 単位（サービス利用支援費）} \times 10.96 \text{ 円} = 17,229 \text{ 円}}$$

※横浜市は2級地に該当するので1単位あたり 10.96円

※級地区分は、事業所が所在する市町村によって異なる

計画相談支援の報酬算定構造

報酬区分	支援費の種類	R6改定前
機能強化（Ⅰ）	サービス利用支援費	1,864単位
	継続サービス利用支援費	1,613単位
機能強化（Ⅱ）	サービス利用支援費	1,764単位
	継続サービス利用支援費	1,513単位
機能強化（Ⅲ）	サービス利用支援費	1,672単位
	継続サービス利用支援費	1,410単位
機能強化（Ⅳ）	サービス利用支援費	1,622単位
	継続サービス利用支援費	1,360単位
機能強化なし	サービス利用支援費	1,522単位
	継続サービス利用支援費	1,260単位



R6改定後	引上げ幅
2,014単位	+ 150単位
1,761単位	+ 148単位
1,914単位	+ 150単位
1,661単位	+ 148単位
1,822単位	+ 150単位
1,558単位	+ 148単位
1,672単位	+ 50単位
1,408単位	+ 48単位
1,572単位	+ 50単位
1,308単位	+ 48単位

報酬算定イメージ（比較）

報酬内容	報酬単位		請求件数	報酬額	
	機能強化なし	機能強化（Ⅰ）		機能強化なし	機能強化（Ⅰ）
サービス利用支援費	1,572	2,014	3件	51,687円	66,220円
継続サービス利用支援費	1,308	1,761	27件	387,063円	521,115円
行動障害支援体制加算	—	（Ⅰ）60	30件	0円	19,728円
精神障害者支援体制加算	—	（Ⅰ）60	30件	0円	19,728円
初回加算	300	300	1件	3,288円	3,288円
サービス担当者会議実施加算	100	100	2件	2,192円	2,192円
サービス提供時モニタリング加算	100	100	7件	7,672円	7,672円
集中支援加算	300	300	3件	9,864円	9,864円
月額合計				461,766円	649,807円
年額換算（月額×12か月）				5,541,192円	7,797,684円

年間差額
2,256,492円

計画相談における報酬アップのコツ

機能強化型を意識した人員配置を！協働体制の活用も！

事業所に常勤専従の相談支援専門員を複数配置し、機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定することで基本報酬が上乘せされます。1事業所のみで人員が確保できない場合は、複数事業所による協働体制の確保もご活用ください。

各種体制加算を積極的に取得！

対象となる研修を修了するなどの要件を満たすことで、各種体制加算を算定できます。体制加算（Ⅰ）の場合は、基本報酬に加え、サービス提供1回につき60単位（約660円）が加算されます。

サービス提供時モニタリング加算は他の利用者とまとめて加算算定の機会に

サービス提供時モニタリング加算は、同一のサービス提供事業所に複数の利用者がある場合、訪問時に他の利用者の状況も併せて確認することで算定できます。

（計画作成月、モニタリング実施月のほか、それ以外の月でも算定可能です。）

また、定期的に事業所を訪問することで、サービス提供事業所職員との関係づくりや連携強化にもつながります。

計画相談における報酬アップのコツ



利用者の居住エリアは近隣に！

利用者の居住エリアを近隣地域ごとに集約することで、移動時間の短縮につながり、面談や訪問をより効率的に実施することができます。



新規ケースを受けるときは、更新月に注目！

更新月が集中すると、モニタリングの実施時期も重なり、業務が特定の時期に集中してしまいます。新たに利用者を受け入れる際は、更新月も考慮することで、業務の平準化につなげることができます。



地域相談・自立生活援助と包括的な支援を実施！

計画相談では評価の対象とならない支援であっても、地域相談支援や自立生活援助においては報酬算定の対象となる場合があります。

相談系事業の一体的な実施について



(例)精神科病院に入院中。退院後、一人暮らしをして日中活動と居宅サービスの利用希望

入院中・・・退院支援として、計画相談支援と地域移行で支援

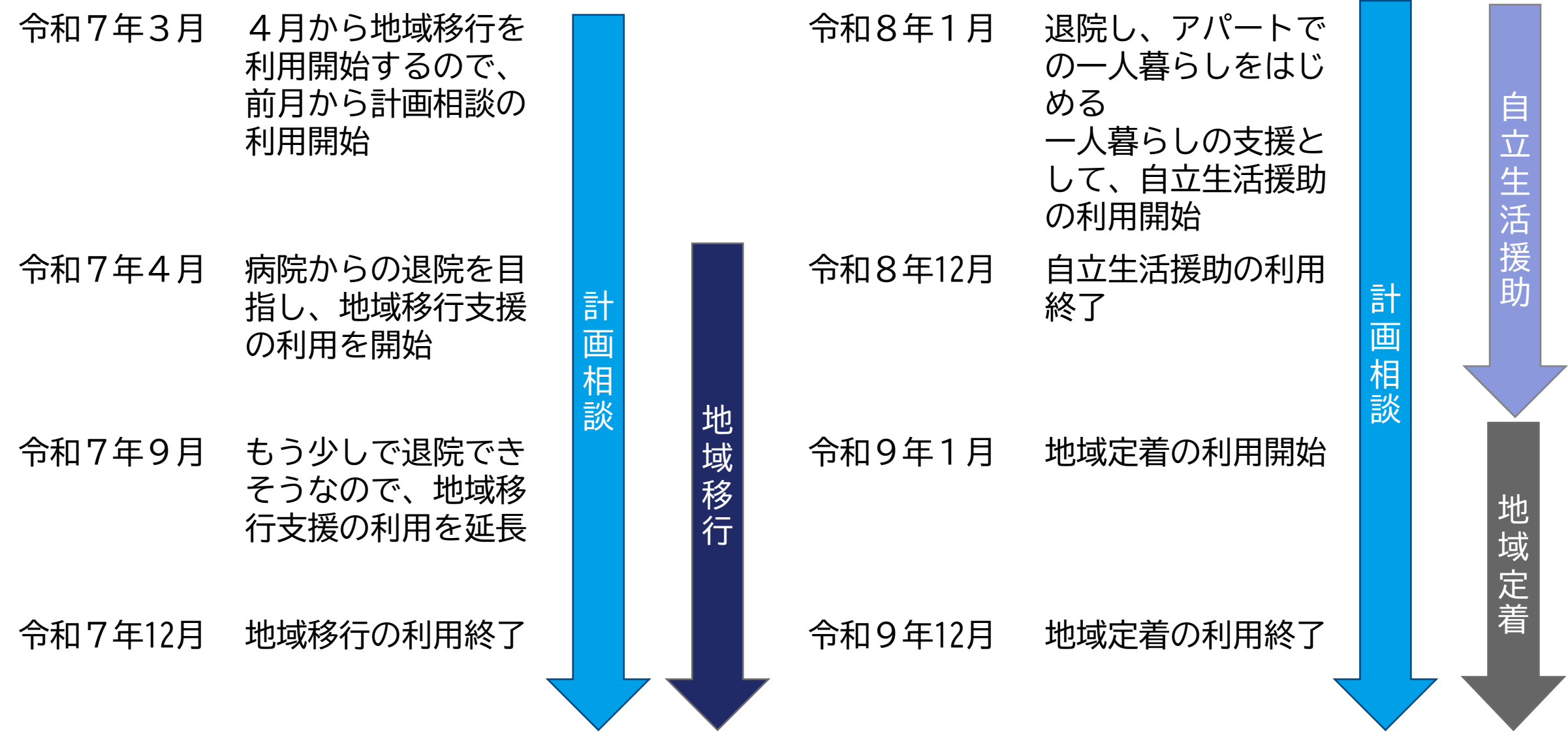
退院後から1年間…計画相談支援と自立生活援助で、一人暮らしの課題を支援

退院から1年後から・・・一人暮らしも安定しており、計画相談支援と地域定着で支援

計画相談支援と地域相談・自立生活援助の包括的支援

- ✓ 計画相談支援と地域相談、自立生活援助は、兼務が認められている(業務に支障がない場合として認められている)ため、一体的に実施できる。
 - ✓ 職員配置において、時間帯を分ける必要はない。
- ⚠ ただし、計画相談支援の機能強化型（Ⅰ）～（Ⅳ）をとっている場合、同じ支援者を自立生活援助の福祉専門職加算の算定に含められない。

利用者（ヨコハマさん）の包括的支援の流れ



相談系事業の包括的な支援について

- ✓ 計画相談と地域相談・自立生活援助を一体的に提供することで、継続的に支援者がかかわる利点があります。
- ✓ 一方、計画相談と地域相談・自立生活援助で、別の事業所を利用することで、複数の支援者が関わり、より客観的な視点が生まれる利点があります。
- ✓ 同事業所で包括的に支援するか、別の事業所で実施するかは、個別のケースにより、判断するとよいでしょう。

横浜市の現状

障害者手帳所持者数及び障害福祉サービス支給決定者数等

■ 手帳所持者数

身体障害者手帳

96,865人

療育手帳(愛の手帳)

40,588人

精神障害者保健福祉手帳

57,011人

(令和8年3月末時点)

■ サービス利用状況

障害福祉サービス及び
地域相談支援

29,826人

内、計画相談決定数

16,964人

障害児通所支援事業
利用者数

20,798人

内、障害児相談支援決定数

3,797人

■ 事業所数

計画相談支援

288か所

障害児相談支援

123か所

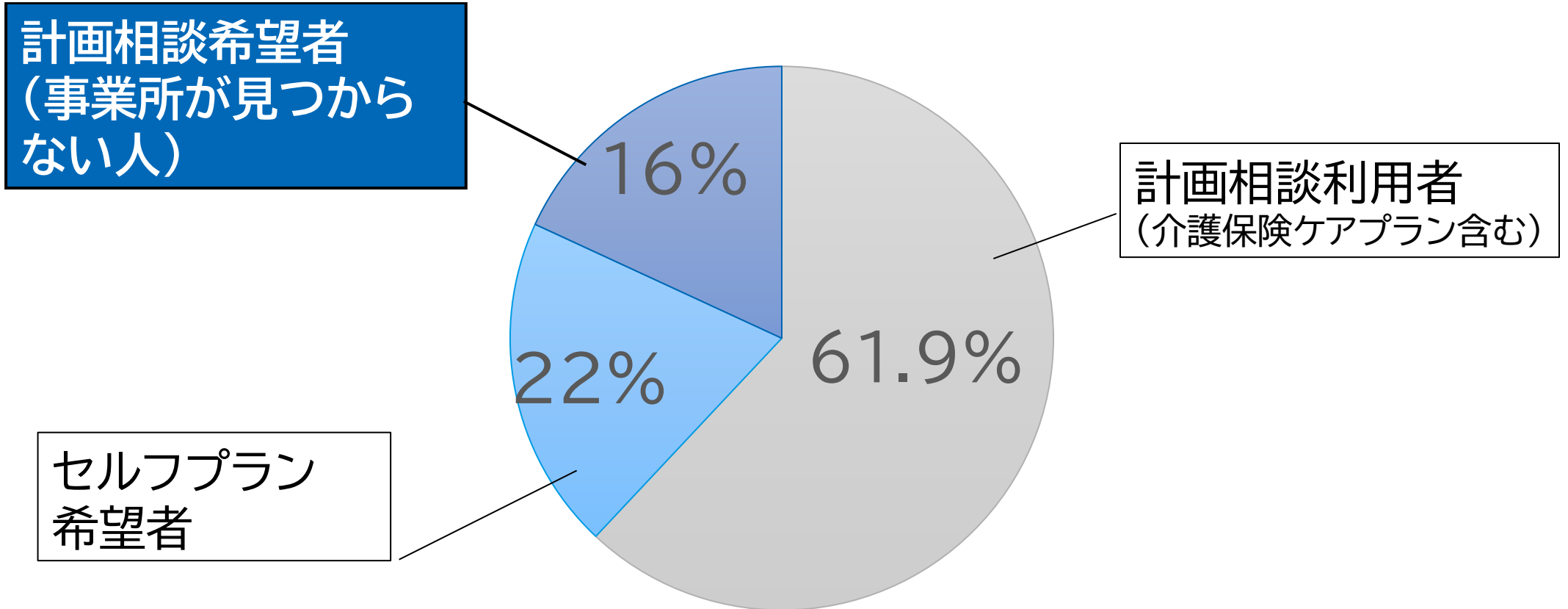
地域相談支援

51か所

自立生活援助

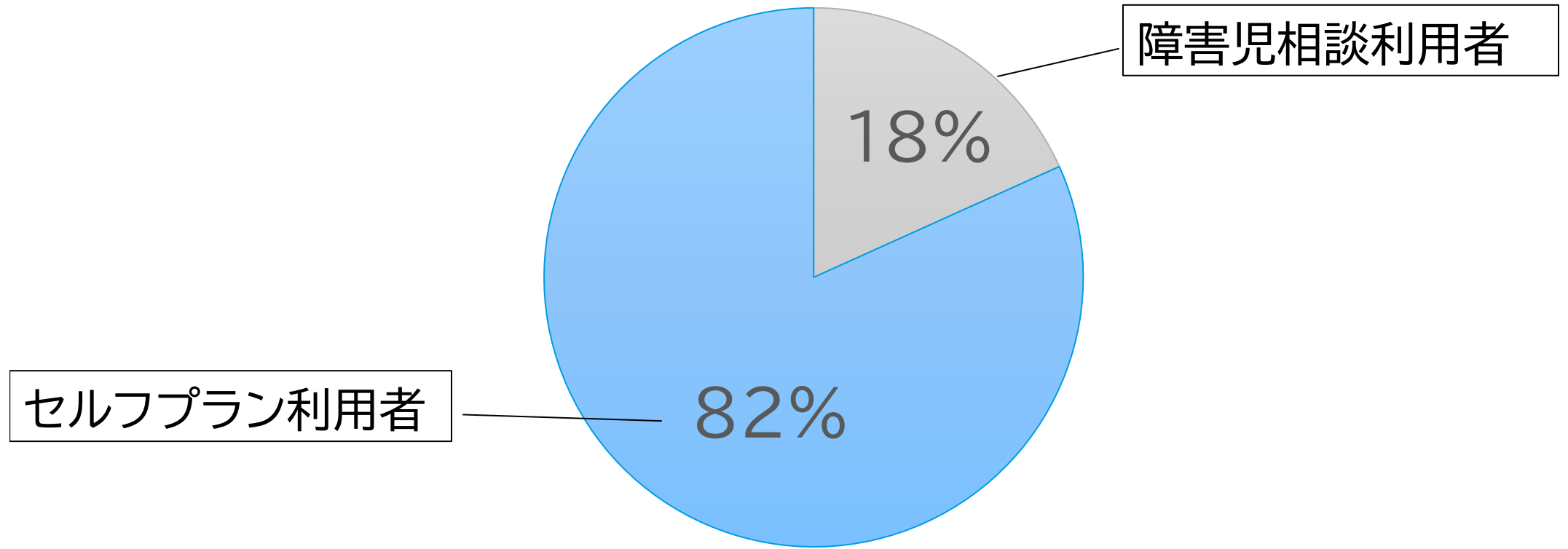
41か所

計画相談利用者とセルフプラン利用者の割合



(令和8年3月末時点)

障害児相談利用者とセルフプラン利用者の割合



(令和8年3月末時点)

計画相談支援の状況（区別）

	サービス受 給者数	計画相談 決定数	実施率	事業所数
鶴見	2,063	1,040	55.9%	17
神奈川	1,739	776	50.4%	12
西	634	357	62.0%	8
中	1,369	1,018	81.8%	23
南	1,887	1,131	67.5%	21
港南	1,926	1,041	57.9%	13
保土ヶ谷	1,840	947	55.4%	25
旭	2,283	1,476	69.0%	20
磯子	1,336	799	65.1%	14

	サービス 受給者数	計画相談 決定数	実施率	事業所数
金沢	1,743	1,311	80.3%	12
港北	2,135	1,014	52.5%	19
緑	1,653	914	58.7%	16
青葉	1,721	1,026	64.9%	15
都筑	1,343	729	59.9%	16
戸塚	2,230	1,134	55.3%	21
栄	1,037	570	59.6%	7
泉	1,498	927	66.0%	14
瀬谷	1,389	754	58.7%	15

※実施率は介護保険の介護保険ケアプラン利用者も併せて算出

（令和8年3月末時点）

障害児相談支援の状況（区別）

	障害児通 所支援 受給者数	障害児相 談決定数	実施率	事業所数
鶴見	1,764	288	16.3%	5
神奈川	1,155	191	16.5%	7
西	563	112	19.9%	4
中	552	117	21.2%	10
南	952	119	20.9%	6
港南	1,062	257	24.2%	6
保土ヶ谷	900	116	12.9%	6
旭	1,089	239	21.9%	10
磯子	754	167	22.1%	4

	障害児通所 支援 受給者数	障害児相 談決定数	実施率	事業所数
金沢	777	188	24.2%	6
港北	1,876	235	12.5%	4
緑	960	137	14.3%	4
青葉	1,603	343	21.4%	7
都筑	1,352	170	12.6%	8
戸塚	1,652	259	15.9%	9
栄	618	119	19.3%	3
泉	713	125	17.5%	8
瀬谷	572	90	15.7%	15

※令和8年3月31日時点で障害児通所支援のいずれかのサービスを利用している人数をもとに算出。

（令和8年3月末時点）

計画相談支援における課題と取組

- ◆ 兼務で実施している人が多く、相談支援専門員一人あたりの担当ケース数が少ない（20人程度）
- ◆ 「機能強化型サービス利用支援費」を取っているところが少ない。
- ◆ 小規模事業所が多く、情報の収集が難しい。

協働体制や「従たる事業所を設置する場合における特例」の活用、地域相談・自立生活援助との併せての実施などをご検討ください。

※従たる事業所を設置する場合における特例とは・・・
要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能（業務ガイドライン P.82参照）

計画相談支援推進の取組（１）

- ・新規事業所開設支援（開設説明会の実施）
- ・初任者研修及び各種相談支援研修
- ・各サービス事業所等及び利用者等への制度周知
- ・既存事業所における受入可能状況調査及びリストの公表

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/madoguchi/sogo/soudan-jigyosha.html>

- ・自立支援協議会や基幹相談支援センター、
主任相談支援専門員による支援



計画相談支援推進の取組（２）

- ・ 横浜市新規相談支援専門員配置等補助金
新たに常勤専従の相談支援専門員を配置し、新規契約を30件増加した場合に30万円の補助

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/soudan.html#hojokin>



- ・ 介護テクノロジー導入支援補助金
障害福祉現場の職員の業務負担軽減、労働環境の改善及び業務効率化を目的に、ICT機器等を導入する場合の補助（上限100万円）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/kaigotechnology.html>



障害児相談支援推進の取組

- ・横浜市障害児相談支援推進事業補助金【こども青少年局】

→補助対象要件（学齢児、重度障害児）を満たす児童に対して、新規に障害児支援利用計画を作成した場合に、市独自のインセンティブとして要件に応じた金額を補助

補助対象要件	金額
学齢児（就学後やむを得ず事業所の変更をした場合）	20,000円
居宅訪問型児童発達支援の対象となる児童	50,000円
強度行動障害児対応加算の対象となる児童	40,000円
重症心身障害児区分に該当する児童	40,000円
医療的ケア児区分に該当する児童	40,000円

※令和8年度補助対象要件については拡充予定です。

ご案内については、今後横浜市HPに掲載予定ですので詳細はそちらをご確認ください。

相談支援従事者研修について[重要]

「障害者相談支援従事者初任者研修（横浜市）」

実施時期：10月～翌年1月（7日間） 受講料：12,000円

「横浜市相談支援研修Ⅰ」

実施時期：8月～9月（2日間） 受講料：なし

【共通事項】

募集時期：6月～7月上旬

周知方法：「障害福祉情報サービスかながわ」のお知らせを掲載

※資格取得には上記2つの研修をあわせて申込し、修了する必要があります。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/soudan.html#kenshu>



相談支援専門員の実務経験要件について

実務要件は別紙を参照してください。

- 障害にかかわる相談支援5年又は直接支援10年
- 資格によって短縮できることあり

例1) 障害者支援施設（施設入所支援）で介護業務10年

例2) 社会福祉士をっており、生活介護で介護業務に5年

例3) 介護支援専門員（ケアマネジャー）として事業所で5年

相談支援専門員の実務経験要件

業務 範囲	業務の内容	経験 年数
障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	ア 平成18年10月1日時点で、下記に掲げる事業等において、同年9月30日までの間に相談支援の業務及びその他準ずる業務に従事している者で必要経験年数を満たす者 ☐ 旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 ☐ 精神障害者地域相談支援センター ☐ その他これに準ずる事業等(a)	3年以上
	イ 相談支援機関・施設等において相談支援の業務に従事する者 ☐ 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業 ☐ 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、福祉事務所 ☐ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院 ☐ その他これに準ずる事業等(b)	5年以上
	ウ 病院若しくは診療所において、相談支援の業務に従事する者で以下のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※3を有する者 (4) イに掲げる業務に1年以上従事した者	
	エ 就労支援に関する施設において、相談支援業務や、その他これに準ずる業務に従事する者 ☐ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター ☐ その他これに準ずる業務(c)	
	オ 特別支援学校その他これに準ずる機関において、就学相談・教育相談・進路相談の業務に従事する者 ☐ 特別支援学校 ☐ その他これに準ずる機関(d)	
	カ 施設及び医療機関等における介護の業務に従事する者 ☐ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、医療法に規定する療養病床、その他これに準ずる施設 ☐ 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、その他これに準ずる事業 ☐ 病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業所 ☐ その他これに準ずる施設(e)	10年以上
	キ 上記②直接支援の業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者 (介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者) (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格、精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5年以上
	ク 上記①の相談支援の業務及び上記②の介護等の業務に従事している期間が通算して3年以上かつ国家資格等※3による業務に5年以上従事している者	—

(必要な経験年数※4は、通算期間)

【その他これに準ずる事業（施設）の例】

a	障害児（者）地域療育等事業、市町村障害者生活支援事業 等
b	保健所、市町村の相談窓口業務、児童発達支援センター、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、知的障害者援護施設、知的障害者地域生活援助、精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助、福祉型及び医療型障害児入所支援（知的障害児施設、自閉症児施設（第一種、第二種）、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設）、知的障害児通園施設、指定発達支援医療機関、地域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等、旧身体障害者福祉ホーム、旧知的障害者福祉ホーム 等
c	地域就労援助センター 等
d	小学校及び中学校の特別支援学級 等
e	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、旧知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通所寮、旧知的障害者福祉ホーム、知的障害者地域生活援助、精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助、福祉型及び医療型障害児入所支援（詳細、前述のとおり）、指定発達支援医療機関、地域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等、障害者自立支援法施行以前の身体障害者居宅介護・知的障害者居宅介護・児童居宅介護・精神障害者居宅介護・身体障害者デイサービス、障害児通所支援（児童デイサービス、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通所施設、児童発達支援事業所、重症心身障害児（者）通園事業（補助事業）、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、児童発達支援センター 等

※1 相談支援の業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

※2 介護等の業務

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

※3 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師

※4 必要な経験年数の従事日数の考え方

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年当たり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。

（H18.8.24「障害保健福祉関係主管課長会議」参考資料②より参照）

☆ 本資料は、初任者研修受講希望者向けに神奈川県で作成した実務経験の参考資料です。詳細については、「指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第225号）」、「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第226号）」、「指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第227号）」をご確認ください。

CITY OF YOKOHAMA

相談系サービスの 事業所指定について



横浜市

相談系サービスの運営基準

基準省令等について

今回、ご説明するのは基準省令や報酬告示等の一部です。
事業を実施する際は、必ずご自身で基準等をご確認ください。

【計画相談支援・地域相談支援】

- ・ 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援(地域相談支援事業)の事業の人員及び運営に関する基準
- ・ 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援(地域相談支援)に要する費用の額の算定に関する基準

【自立生活援助】

- ・ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員及び運営に関する基準
- ・ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

基準省令等について

- e-Gov 法令検索－法律、省令、規則等を検索することができます。

<https://elaws.e-gov.go.jp/>

- 厚生労働省法令等データベースサービス

－厚労省所管の法令、通知、告示等を検索することができます。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

- 厚労省「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」HP

－Q&A等含むR6年度報酬改定に関する情報が掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

内容及び手続きの説明及び同意

利用者に対し、運営規程の概要その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。そして、利用契約を締結します。

重要事項説明書には、運営規程の内容と齟齬がないように、最低限度下記の内容を記載します。

※説明し同意を得る際は、利用者の障害特性に応じ適切な配慮が必要です。

① 法人、事業所の概要(法人名、事業所名、事業所番号、併設サービス等)

② 営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間

③ サービスの内容、利用料その他の費用の額

④ 従業者の勤務体制(従業者の職種、員数及び職務の内容)

⑤ 通常の事業の実施地域

⑥ 緊急時等における対応方法

⑦ 苦情処理の体制(事業所担当、市、区などの相談・苦情の窓口も記載)

⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項

⑨ その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(従業者の研修機会の確保、衛生管理、秘密の保持、事故発生時の対応等)

運営規程

※業務ガイドラインP.83

事業所ごとに、下記に掲げる事業運営の重要事項に関する運営規程を定めておかねばなりません。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 利用者から受領する費用及びその額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 事業の主たる対象障害種別を定めた場合には当該障害の種別
- ⑦ 虐待防止のための措置に関する事項
- ⑧ その他運営に関する重要事項

勤務体制の確保等

※業務ガイドラインP.84

利用者に対し、適切な事業を提供できるよう下記の対応が必要です。

■従業者の勤務体制の確保

- ・ 月ごとの勤務表の作成

■従業者の資質の向上

- ・ 従業者の質の向上を図るため、各種研修等への参加機会の確保

■職場におけるハラスメントの防止

- ・ ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し周知
- ・ 相談や苦情に対応する担当者をあらかじめ定め、窓口を設置

業務継続計画の策定等

※業務ガイドラインP.86

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し、事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

■業務継続計画の策定

- ・ 感染症に係る業務継続計画
- ・ 災害に係る業務継続計画

■研修及び訓練(シミュレーション)の定期的な実施

設備及び備品等

※業務ガイドラインP.88

事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービス提供に必要な設備及び備品等を備えなければなりません。

■事務室

- ・ 専用の事務室又は他事業と共用の事務室を設置
- ・ 他事業と共用の場合は間仕切り等で明確な区分が必要

■受付等スペースの確保

- ・ 利用申込みの受付や相談、各会議に対応するためスペース

■設備及び備品等

■体験的な宿泊又は緊急一時的な滞在支援を行うために必要な居室、設備及び備品等の備え

※居室等の備えは地域相談支援のみ該当、委託等により実施することも可能

※業務ガイドラインP.89

従業者の清潔の保持及び健康状態について管理を行うとともに設備及び備品等について衛生的な管理に努めなければなりません。

さらに、感染症が発生し、又はまん延しないように下記の措置を講じなければなりません。

なお、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。

- 感染対策委員会の定期的な開催とその結果を従業員に周知
- 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- 研修及び訓練の定期的な実施

秘密保持等（個人情報保護）

※業務ガイドラインP.92

正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。

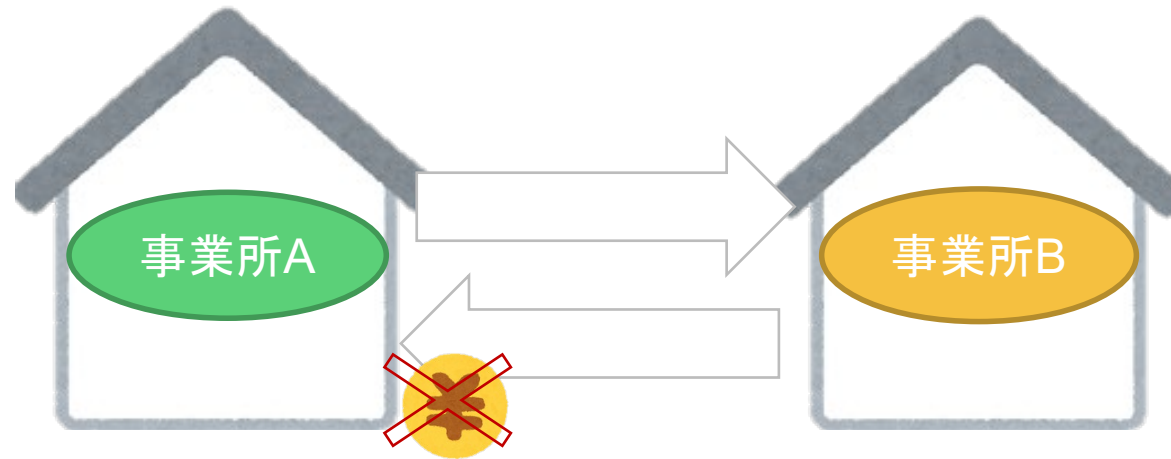
また、過去に従業者等であった者が、正当な理由なく秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなくてはなりません。例えば、雇用時等に秘密保持の旨を取り決めるなどが必要です。

さらに、利用者又はその家族の個人情報を会議等で用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければなりません。

利益収受・供与等の禁止

※業務ガイドラインP.94

サービス利用等に関連して、事業所間での利益収受・供与等は禁止されています。



また、計画相談支援においては、サービス等利用計画を作成する際に利用者等に対し、特定のサービス提供事業所を利用するよう強制することも禁止されています。

苦情解決

※業務ガイドラインP.95

利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置しなければなりません。

また、苦情処理の措置概要を明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を重要事項説明書等に記載するとともに事業所に掲示することが望まれます。

苦情を受け付けた場合、組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録しなければなりません。

苦情はサービスの質の向上を図る上で重要な情報であり、内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組が必要です。

事故発生時の対応

※業務ガイドラインP.96

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。

また、利用者等に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う必要があります。

事故の状況及び処置については、必ず記録を行い、さらに原因を解明し再発防止対策を講じなければなりません。

万が一事故が発生した場合は、まず当課にご相談いただき、事故報告書等の作成・提出をお願いします。

虐待の防止

※業務ガイドラインP.97

虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下、虐待防止委員会)を定期的開催するとともに、その結果を従業者等に周知徹底しなければなりません。

さらに、事業所において虐待防止のための研修を定期的実施するとともに、虐待防止措置を適切に実施するための担当者を必ず置かなければなりません。

■虐待防止委員会について

- ・ 構成員には利用者やその家族、専門的な見地のある外部の第三者等も加えるよう努める
- ・ 虐待防止の計画、指針づくりや虐待発生後の検証と再発防止策の検討

※業務ガイドラインP.101

従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を整備しておかなければなりません。

また、利用者等に対するサービス提供に関する記録を整備し、サービス提供した日から少なくとも5年以上保存しなければなりません。

記録や文書の保管については、特に個人情報に記載されているものについては、鍵のかかる書庫に適正に保管することや、持ち出しの制限を行うなどによる適切な管理を行ってください。

パソコンやサーバ、USBメモリ等の記録媒体についても、盗難・紛失防止及びウイルス感染等による漏えいを防ぐための措置を講じて下さい。

提供拒否の禁止、提供困難時の対応

※業務ガイドラインP.103、104

原則、利用申込みには応じなければなりませんが、下記に掲げる正当な理由がある場合は提供を拒むことができます。

その場合は、必ず他の事業所の紹介などその他必要な措置を利用申込者に対し講じてください。

- 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- 利用申込者の居住地等が事業所の通常の実施地域外である場合
- 運営規程に定める主たる対象としている障害種別以外の場合
- その他、利用申込者に対し適切なサービス提供が困難な場合

事業所開設までの準備

その前に・・・

- ① 新規に法人格を取得し、事業所を立ち上げる場合
- ② 既に他の福祉サービスを実施している場合
(相談系サービスを追加で実施する場合)

①と②では準備の内容が異なります。
みなさまの状況に応じて準備を進めてください。

既存事業所から情報収集

●事業開始前後の手続きや状況をイメージ●

既に障害福祉サービス事業を実施している事業所や法人から話を聞いてみましょう。

開設までの手続き、初期費用や必要備品、軌道に乗るまでどのように進めていったか etc…

方針が似ているところやいいなと思ったところなど、日ごろの情報収集が大切です。

ビジネスプラン（事業計画）を作成

●事業所運営には計画性が必要●

計画相談を実施する目的、
どのように事業を広げていきたいのか、
人員体制はどうか（常勤・非常勤/専従・兼務、配置人数…）、
利用者への周知をどのように行うか、
どのくらいの利用者数を担当することができるか、
どのような事業と組み合わせるか etc…



法人格の取得

●事業所指定には法人格の取得が必須●

事業所指定を取っている事業者の主な法人格は下記のとおりです。

社会福祉法人、一般社団法人、特定非営利活動法人(NPO)、
株式会社、合同会社、有限会社 etc…

それぞれ要件や税制、設立までの手続きや期間などが異なります。
目的や現状などに合わせて適切な法人格を選択しましょう。

共通

その他

- 相談支援専門員資格の確認
- 兼務等で実施する場合の他基準との整合性の確認
- 相談室や事務室の確保
- 定款への事業名の記載
 - 【計画相談・地域相談】
障害者総合支援法に基づく相談支援事業
 - 【自立生活援助】
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

指定申請について

指定申請書類の作成

実際に事業所を開設する際は、指定を受けるための申請書の提出が必要です。

申請書類は「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載されていますので、ダウンロードし作成してください。

■障害福祉情報サービスかながわ(通称:らくらく)

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=2&id=106>

申請書や本市からの研修や大切なお知らせを掲載しています。

※トップページ>書式ライブラリ>文書/カテゴリ検索>

2. 横浜市からのお知らせ>

②-2 新規指定に関する申請様式(相談系・自立生活援助)

見本も併せて掲載しておりますので、ご参照ください。



指定までの流れ



- ① 指定希望月の概ね2ヶ月前までに当課へ事前連絡
指定希望月の前々月の下旬～前月上旬の間に面談日を決める
- ② 指定申請書類の提出期限
※ 面談日の1週間前もしくは指定希望月の前々月末のどちらか早い時期までに当課に郵送又は持参してください。
- ③ 指定希望月の前月上旬までに面談
※ 指定及び事業担当と面談し、書類の修正や開設の留意事項について説明します。
- ④ 指定申請書類の補正期限 前月15日まで
- ⑤ 指定【毎月1日付】

指定までの流れ【例：4月1日指定希望の場合】



- ① 当課へ事前連絡(～1月末まで)
- ② 指定申請書類の提出期限
面談日の1週間前もしくは2月末のどちらか早い時期までに提出
例) 面談日:3月4日 → 提出期限:2月24日
- ③ 3月上旬までに面談
- ④ 3月15日**必着**で 指定申請書類の補正分を提出
- ⑤ 4月1日指定

問い合わせ先

面談の予約、その他ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

連絡先 : 横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係

電話 : 045-671-4133

メール : kf-shiteisoudan@city.yokohama.lg.jp

ホームページ: 「横浜市 相談系サービス」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/soudan.html#sinki>



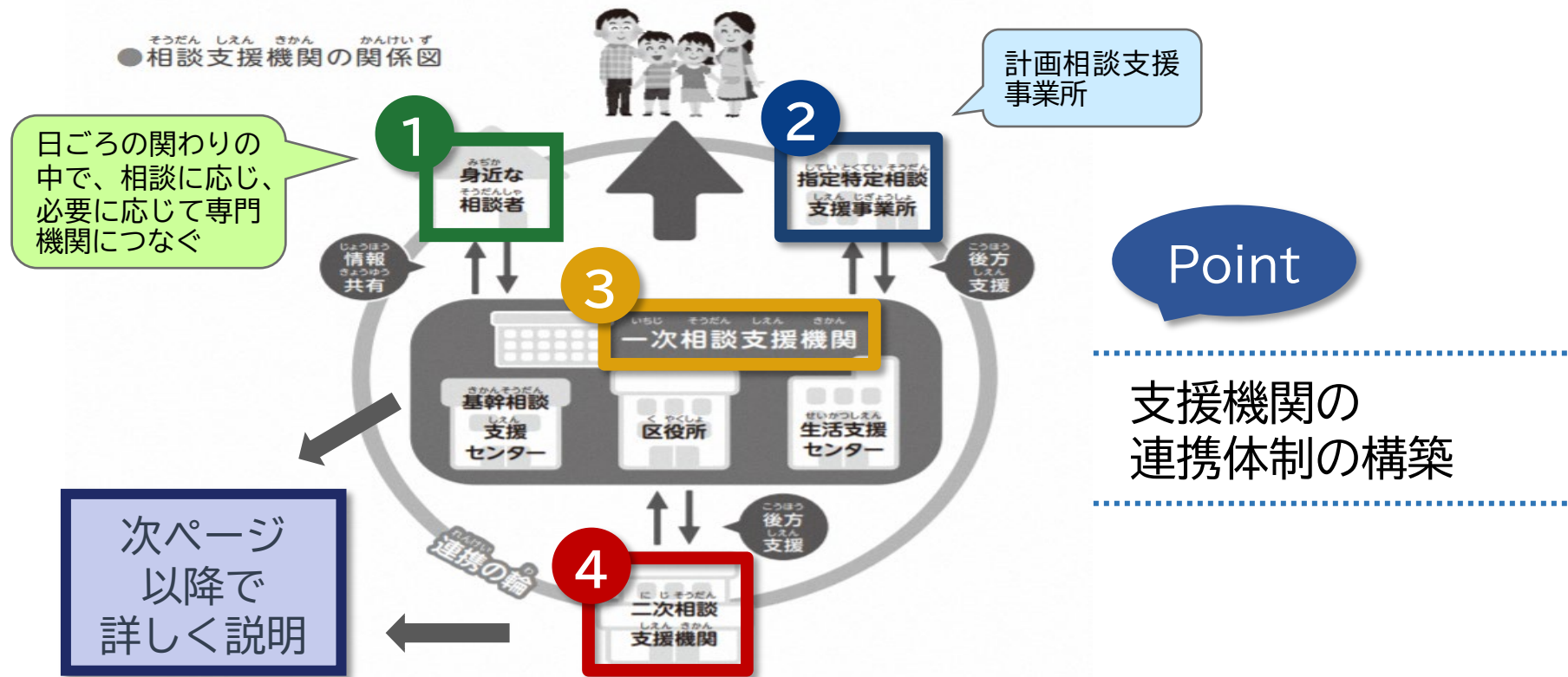
CITY OF YOKOHAMA

横浜市の相談支援体制について



横浜市

横浜市の相談支援体制



一次相談支援機関 とは



地域の相談支援専門機関として、あらゆる相談を受け止めるとともに、
指定特定相談支援事業所等を後方支援する役割

特に「基幹相談支援センター」「区役所」「精神障害者生活支援センター」の
3機関は、地域の相談支援機関の中核として、
計画相談を実施する事業所を**後方支援**する役割も持つ

区自立支援協議会「相談支援部会」の運営の中核も担う



【3機関以外の一次相談支援機関】

総合リハビリテーションセンター(二次相談部門除く) 就労支援センター 障害児地域療育センター 児童相談所

基幹相談支援センター（障害者総合支援法第77条の2）

- 障害（難病）のある方及びその家族、関係機関等からの相談に応じるとともに、地域づくりに取り組む

- 1 総合的・専門的な相談支援の実施
- 2 **地域の相談支援体制の強化の取組**
- 3 権利擁護・虐待防止の取組
- 4 その他地域の状況に応じた独自の取組
- 5 地域生活支援拠点機能の整備に向けた取組

地域の相談支援従事者に対する
助言等の支援者支援

- ・相談支援事業者への専門的指導、助言
- ・相談支援事業者の人材育成
- ・相談機関との連携強化の取組

- 横浜市での設置

- ▶ 各区に1か所
- ▶ 社会福祉法人型地域活動ホーム内に設置

- ・横浜市独自設置
- ・在宅の障害児・者及びその家族等の地域生活の支援拠点施設

精神障害者生活支援センター

● 精神障害者への相談支援機関

地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立、及び社会参加の促進

- ▶ 精神保健福祉士などによる日常生活相談
- ▶ 日常生活に必要な情報の提供
- ▶ 食事サービス、入浴サービス、洗濯サービス
- ▶ 各センターによる自主事業（レク・イベント等）
- ▶ 地域交流活動など
- ▶ 法定事業（相談系サービス）、

市独自事業（自立生活アシスタント事業、退院サポート事業）

● 各区に1か所

● 横浜市独自設置

二次相談支援機関 とは



専門知識を生かして、他の相談支援機関をサポートする役割

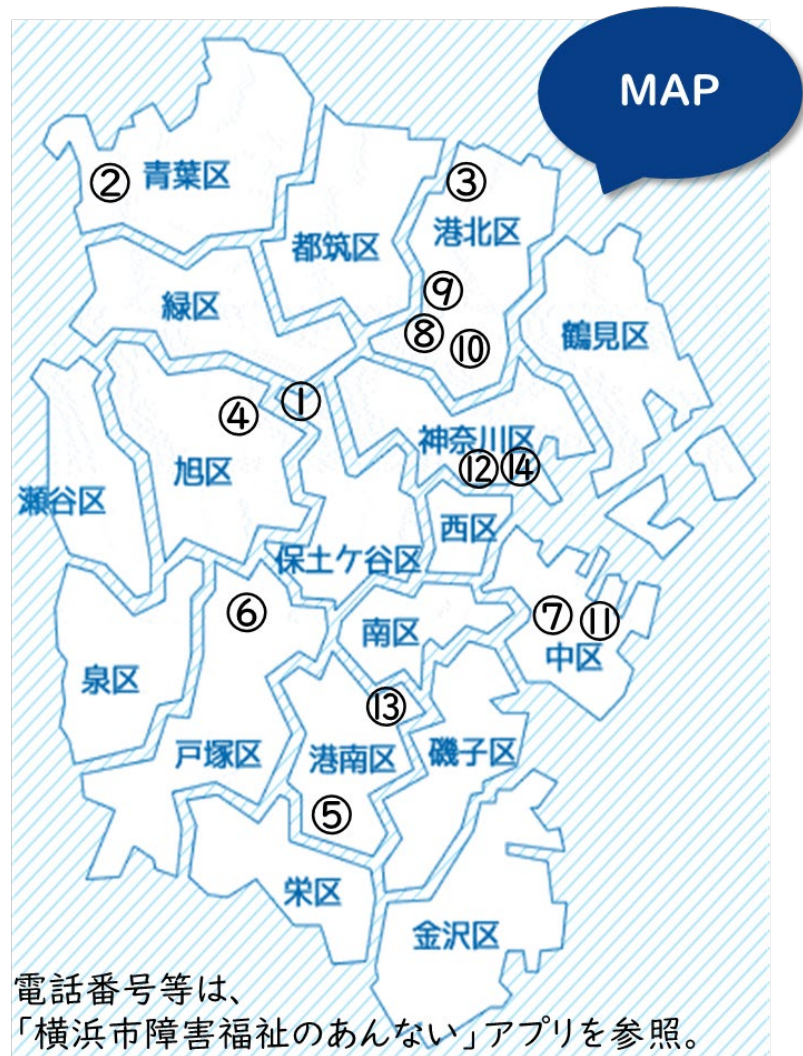
- ・一次相談支援機関等と連携を図りながら、専門的・個別的な相談及び助言を行う
- ・研修等の実施により、身近な相談者、指定特定相談支援事業所、一次相談支援機関に対する支援や育成を行う

【対象となる機関（全14機関）】

てらん広場、青葉メゾン、花みずき、光の丘、横浜医療福祉センター港南、十愛病院、発達障害者支援センター、総合リハビリテーションセンター、総合保健医療センター、障害者更生相談所、こころの健康相談センター、小児療育相談センター、学齢後期発達相談室くらす、学齢後期発達相談室みなと

二次相談支援機関の種類とマップ

専門領域		機関名	番号
知的	入所施設	てらん広場	①
		青葉メゾン	②
		花みずき	③
		光の丘	④
重心		横浜医療福祉センター港南	⑤
知的(成人)		十愛病院	⑥
発達(成人)		横浜市発達障害者支援センター	⑦
身体・高次脳機能、難病(ALS等) 発達(中学・高校生年齢)		横浜市総合リハビリテーションセンター	⑧
精神		横浜市総合保健医療センター	⑨
身体・知的		横浜市障害者更生相談所	⑩
精神		横浜市こころの健康相談センター	⑪
発達(中学生・高校生年齢)		小児療育相談センター	⑫
発達(中学生・高校生年齢)		横浜市学齢後期発達相談室くらす	⑬
発達(中学生・高校生年齢)		横浜市学齢後期発達相談室みなと	⑭



二次相談支援機関の活用方法

- 発達障害、行動障害、重症心身障害等により専門的な助言が必要な場合や、いわゆる困難ケース等について協力者を増やしたい場合、是非二次相談の活用を
（各機関に直接ご相談を）
 - **障害者支援施設（知的障害）**の4機関（①～④）は、ブロック担当制
→まずは、**事業所が所属するブロックの担当機関**へ
-

花みずき	・・・	中央ブロック（鶴見、神奈川、西、中、南）
青葉メゾン	・・・	北部ブロック（港北、緑、青葉、都筑）
てらん広場	・・・	南部ブロック（港南、磯子、金沢、戸塚、栄）
光の丘	・・・	西部ブロック（保土ヶ谷、旭、泉、瀬谷）



障害のある方が地域で安心して生活するために、「人と人をつなぎ、
地域の課題を地域の中で共有し、解決に向け協働する場」

障害福祉分野の関係者に限らず、保健、医療、教育、就労、当事者、地域住民など様々な立場の方が、地域づくりのために協議し取り組みます。

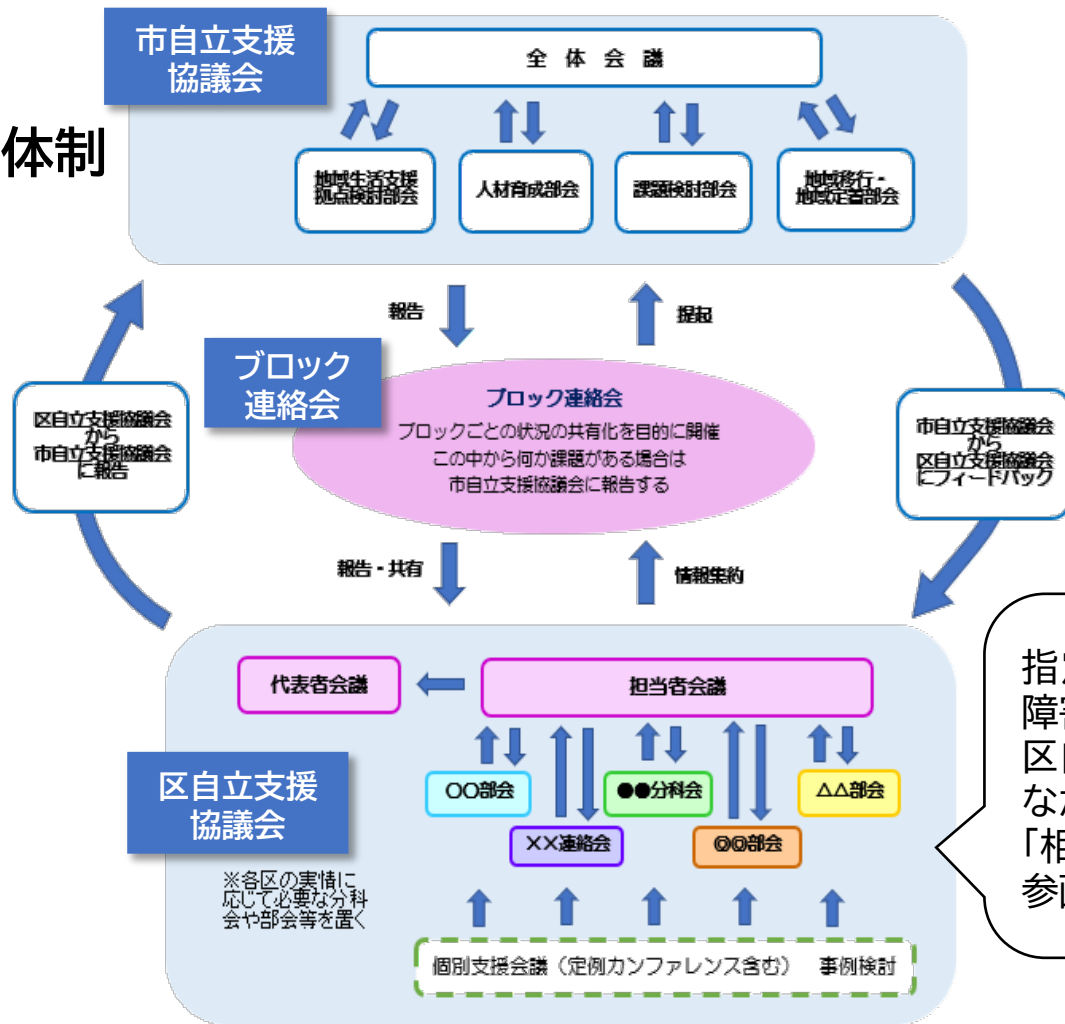
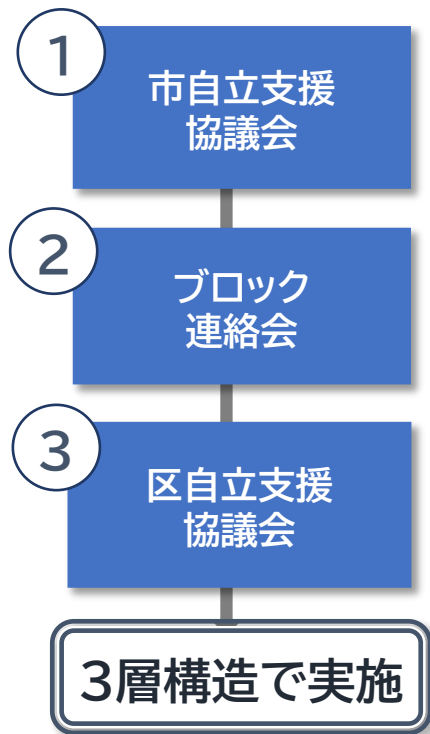
「横浜市区障害者自立支援協議会運営ガイドライン」より

『ガイドライン』は、横浜市のホームページに掲載しています。

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/soudan.files/0365_20250605.pdf



横浜市の 自立支援協議会の体制



指定特定・指定一般、
障害児相談事業所は、
区自立支援協議会の
なかの
「相談支援部会」に
参画必須です

区自立支援協議会の活用について

たとえば、

- 事例検討会に事例を提供し、支援のスキルアップをはかる
- モニタリング報告書の記載方法について学ぶ
- 困難事例などを個別で抱えず、相談し解決の糸口を得る
- 小規模事業所同士で事業所間のつながりを作る
- 制度改正や新規の事業所開設情報などを得る
- 他部会と合同開催し、事業所交流、情報交換をする

相談支援専門員は、初任者研修と現任者研修までの間は研修を受ける等、スキルアップの機会が限られるため、ぜひ勉強の機会として活用してください

障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制の構築

→横浜市の場合

既存のあらゆる資源を有機的につなぎ、ネットワーク型で整備。

地域全体が「地域生活支援拠点」の主体者。

【4つの機能】

① 相談

② 緊急時の受け入れ・対応

③ 体験の機会・場

④ 専門的人材の確保・養成

【相談系サービスの事業所が果たすべき機能】

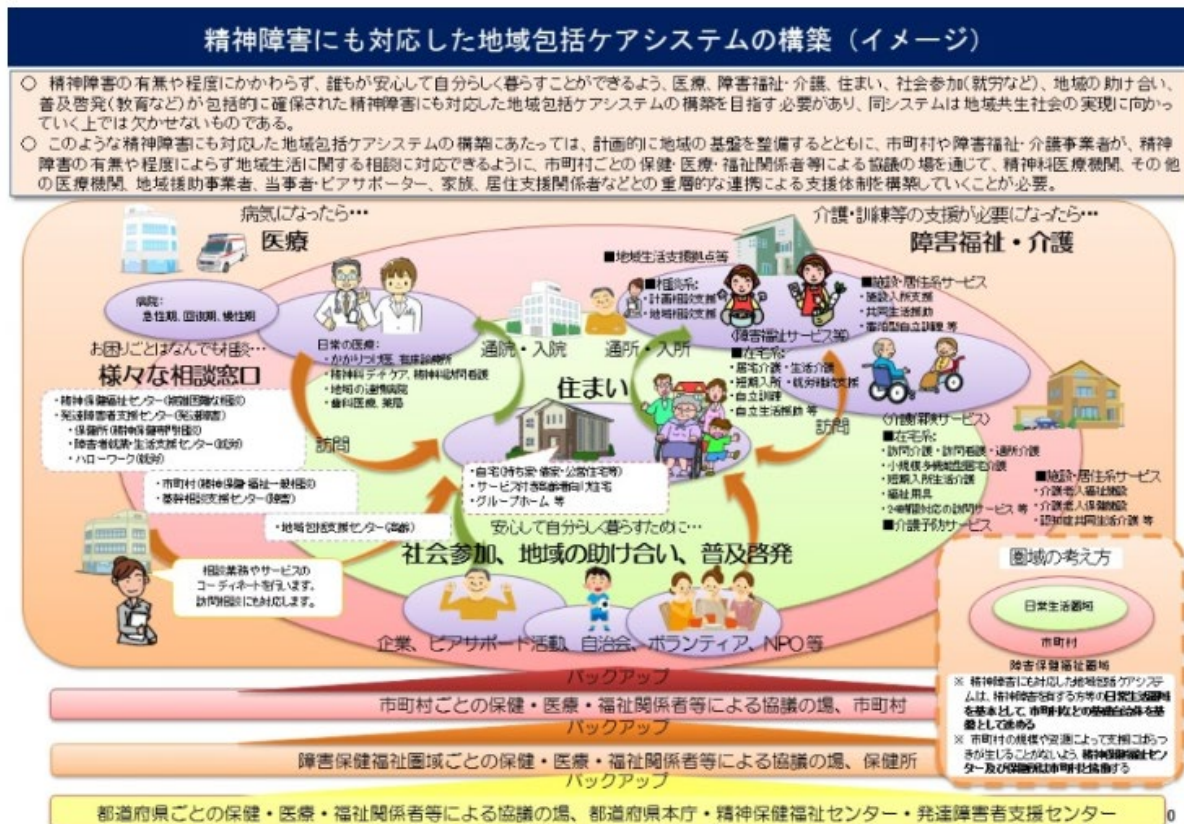
① 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を
事前に把握した上で、
常時の連絡体制を確保し、
障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に
必要なサービスのコーディネートや
相談その他必要な支援を行う

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるような地域の体制構築

目的を達成するための具体的な方法を検討する場として「協議の場」を設置
→各区自立支援協議会の精神部会等を活用



- ◆ 相談支援事業をはじめること、広く地域で生活する障害児者の支援ができます。
- ◆ 相談支援のめざすところは、地域づくりです
- ◆ ぜひ、自立支援協議会等地域の会議に出席して、地域の体制づくりに参画してください。

さいごに・・・

本日は、お忙しい中ご参加いただき、ありがとうございました。

今後の説明会運営の参考とするため、開設説明会に関するアンケートへのご協力をお願いいたします。また、ご質問等がございましたら、アンケートフォームからお寄せください。



上記のQRコードからフォームにアクセスしご回答をお願いします。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/35be1cbd-98b4-466d-8837-3f45e4505c1c/start>

※回答期限：令和8年10月7日（水）

明日をひらく都市

OPEN  PIONEER

YOKOHAMA